

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年9月21日 午前10時00分 開議
- 3.平成30年9月21日 午後2時55分 閉会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	13 番	五嶋義行
14 番	高宮正行	15 番	古澤國義
16 番	阿南誠藏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	井手明廣
20 番	藏原博敏		

欠席議員

12 番 田中弘子

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
まちづくり課長	荒木仁	農業委員会事務局長	園田達也

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 提案理由の説明

日程第 2 報告第 17 号 専決処分の報告について

日程第 3 議案第 73 号 工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第 74 号 工事請負契約の締結について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

先ほどの交通安全運動出発式、お疲れさまでした。

ただ今の出席議員は 19 名であります。12 番、田中弘子君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けておりますことを報告いたします。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元の配布のとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第 1、「一般質問」を行います。

昨日もお願いしましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問を、また執行部におかれましては的確なご答弁をお願いし、議会運営と活性化にご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより順次一般質問を許します。

19 番議員、井手明廣君の質問を許します。

井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） はい、19 番、井手明廣です。本日、1 番ということで、ご指名を

いただきました。私、今回少し多くございまして、6点ほど質問をしたいと思います。時間が足りませんので、執行部の皆様方には、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

冒頭に、今、私はここで質問するわけでございますけれども、この質問は私のために質問するわけではございません。やはり市民が少しでも良くなるように、市民のために質問をするわけでございます。議員は、みんなそうだろうと思いますけれども、私は以前から質問をしてきましたこの6点に対して、イエスカノーかでもございまして、しっかり私が納得するようなご答弁をお願いしたいと思っております。

では、ただ今より質問をいたします。

1点目は、もう何回となくやってまいりました。途中が改良、未改良というようなことでございます。市道赤溝線、池田赤溝線という道路の改良についてというようなことでございます。内牧から宮地に来るあの道路から下の道路になりますけれども、上のほうと下のほうの8m道路から上300m、北のほうに300mはできておりますけれども、あと残り300mが、どうしてもできないというようなことで、以前から土木部長、建設課長には何回となく個人的にお願いしたけれども、これが最後の質問となると思いますけれども、どうしてもできない、そのわけ。

それと、やるというならば、私はこれで質問を終わりますけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。

議員ご質問の池田赤溝線、何度となく質問が上がっております。用地交渉を重ねておりまして、先般一部100mほど入札が終わりまして、請負業者が決定いたしております。

また、あと残りにつきまして、所有権移転関係が今手続きに入っております、完了次第、次の工区の発注を考えています。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今課長の答弁では100mと、100mは上からか下からか、どちらのほうからでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 北側から100mでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、わかりました。

非常に用地交渉が難航しておるというようなことでございますけれども、私も100m下からしてもらえば、あと200m残るわけでございますけれども、その用地交渉は大体いつ頃に地権者と合意されますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 地権者との合意は、もう終わっております、書類の収集をお願いしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） じゃあ書類の最後の詰めになっておるということでございますので、それが終われば直ちに入札をするというようなことでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい、資料の収集が終わりまして、登記ができたところを来月一部発注いたします。引き続き、今回の分と合わせまして、できるところから発注するというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） はい、わかりました。ありがたいことでございます。

では、この平成 30 年度、年度末までに発注が全部できるということでございますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい、全線発注を目標といたしております。資料がそろえば登記が完了いたしますので、所有権が移れば発注したいというふうに考えています。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） はい、わかりました。

これは、当初言いましたように市民の念願であります。「どうして上下ができて真ん中ができないか」ということをよく言われます。せっかくあれだけすばらしい道路ができて、中の道路が未改修ということで、「大型がきたときには、下のほうで止まっておかないかん」とか、「上で止まっとなかないかん」とか言われまして、できるだけ、今課長が答弁されました。非常にありがたいことで、近々入札も、100mは入札されましたと、残りは近々また書類がぴしゃっとなれば入札をするというようなことでございますので、できるだけ早く、あの 300mが開通するようにお願いをしておきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい、できるだけ早期に完成するよう努めてまいります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） それともう 1 点、以前も言いましたけれども、古墳があります。あの古墳の所が非常に見通しが悪いというようなことで、上からも下からも見通しが悪いと、古墳を中心に道がつかかって、下からもかかっておりますので、あの改良も引き続きお願いをしたいと思っております。よろしく願いしておきます。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい、もともと合併前の時の幹線道路の整備ということで、小嵐山までは計画がされておまして、当面 8m道路からということで進めていたわけですが、そちらのめどがつけば、またさらに古墳のあたりの整備も計画していきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） はい、ありがとうございます。どうぞ市民の願いがかないますように、よろしく願いをしておきたいと思えます。

続いて 2 点目の質問に入ります。県道内牧坂梨線、特に手野から北坂梨までの工区につい

て、お尋ねをいたしたいと思います。

それぞれ少しずつ道路改良が進んでおります。あの道路を利用される方は、非常にありがたいというようなことを思っております。一の宮の本当に重要な道路でありますので、ぜひ将来に向かって完成をするように願っているところでございます。

そこで、今現在の進捗状況は、どのようになっているのか。それぞれ三野、あるいは北坂梨、手野の民有地とか、そういう形の中で工事が進められております。しかしながら、手野の 2-2、以前質問しましたけれども、ここは非常に用地交渉が難航しているというようなことでもございましたけれども、今の進捗状況と手野の 2-2 ですかね、一番手前の国造神社に上る所から途中まで、この区間が非常に難しいというようなことでもございましたが、今の進捗状況と、その手野の 2-2 の今の現状、交渉状況をお聞かせ願えたらと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 県道でございます。県に確認しておりますが、全体の進捗といたしましては、今三野工区が 2 kmほど整備が進められておりまして、平成 30 年度の完成を目指す、三野工区ですね、今郵便局からいっている道路については、平成 30 年度完成ということを目標にされておりますし、手野 2-1 につきましては、今 1.2 kmあっております、平成 31 年度完成を目指す。南の北坂梨工区につきましては、用地交渉がまだ進められておりまして、随時工事を発注しているという状況となっております。

今ルート検討がなされている残りの手野工区、国造神社からの工区ですが、今、県と阿蘇市で協議があっております、ほぼ最善のルートが、そろそろ地元で区長さんを始め示されると考えております。それを基に用地交渉が進められるものと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） じゃあ、まだ手野の 2-2 は、今から用地交渉というようなことでもございますね。

それから、一部北坂梨のほうでは、私も聞いてみますと、北坂梨工区においては、大体交渉は終わっているということも聞いておりますが、まだ一部残っているわけですか、交渉がもう少し残っている。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい、お聞きした話によりますと、一部用地買収手前という話でございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） はい、わかりました。

この道路は、当初言いましたように、非常に重要な県道でありますし、重要な道路でありますので、一刻も早く、ここ 2、3 年のというわけにはいきませけれども、やはり将来を見据えたことでありますので、早めに全線開通、竣工ができますようによろしく願っております。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 県も集中した予算の投資がなされているようでございますので、

引き続き阿蘇市としましても、一日も早い開通を要望してまいります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 2点目は、これで終わりたいと思います。

続いて3点目でございますけれども、これも何回となくお尋ねをしてまいりました。手野遊水地の整備状況ということで、特に中東部河川についてお聞きをするわけでございますけれども、先日振興局から我が家に来ていただきまして、しっかりと説明をいただきました。その中で、やはり1、2点、私も腑に落ちないところが、納得することがなかったわけです。

しかしながら、以前から何回となく県にお願いを申し上げながら、川幅が2倍を片隅の端から東岳川の出口までを3倍にするということで、非常にありがたく思っております。

それから、その上を片隅橋から東のほうに約2.3倍から2.5倍にするというようなことで、非常にありがたく思っております。

しかしながら、1点だけ私は非常に先日、県にも言いましたけれども、片隅橋から東のほうに橋りょうが3つあるわけです。その橋が2mしかないわけです。しっかり広めてもらうのに2mしかない。そういうことで、非常に狭小な格好になるわけです、橋が。だから、それも私は県に、せつかくだからと言いましたけれども、なかなかそれはできないというようなことでございました。

土木部長にお尋ねしますが、その辺はひとつ県にもう1回お願いをしていただけないでしょうかということが、この趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） おはようございます。

ご質問にお答えいたします。手野遊水地につきましての整備状況は、というご質問がありますが、今年度末の供用開始を目標に、現在、周囲堤、越流堤等の工事が進められているところでございます。

あと市道の嵩上げなど、すべての工事が完了するのは、平成31年度中という計画になっております。

ご質問がありました中東部川につきましては、遊水地工事に伴いまして、県が拡幅工事を行うということで、浜川を合流する関係から当初2倍ということで計画をして、地元にもご相談をしておりました。その関係で現在かかっております片隅橋と、その上の橋梁につきましては、2倍の断面で、施工がなされております。

ただ議員も言われましたように、地元の強いご希望も多ございますし、降雨の状況も見まして、片隅橋から下流については、3倍を確保することとなりました。

それから、上流については、なるべく広く確保するというので、県も計画変更しておりましたが、その後、私どもも降雨の際、現場を一緒に見に行き、もっと川幅を広げられないかと協議を行い、先般3倍に広げるということで更に計画変更がなされたところでございます。

ただ、橋梁につきましては、当初の計画で2倍ということで、既に架け替えが終わっておりまして、補助金でつくっている関係上、補助金適正化法等もございますので、やり直すと

というのが簡単にできないという状況がございます。そのため、県とも相談をしまして、川幅の広げられるところを3倍に広げて、延長では400mを超える範囲が広がるような形になりますので、断面的には今の段階で大丈夫じゃないかという判断をしております。ご心配な部分はあるかと思いますが、今後状況を見ながら、もし不具合がある場合については、また改善について県と協議をしていくということで、現在協議をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 私たちの一番の念願は、やはり、ああいいう中通り地区の下のほうの集落が少しでも浸水しないように、以前はかなり浸水をして、田んぼは、常時いつも梅雨時期には浸かっておりました。今は宅地嵩上げとか、いろいろしていただきまして、非常に良くなりました。しかしながら、やはりせつかく扱ってもらい以上、私たちの念願であった川幅は広げていただきました。橋りょうが非常に、私が先ほど言いましたように一番心配をいたしております。

今、部長が言われましたように、もしも不具合があった場合には、何とかやっていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それがもう本当に1点でございます。よろしく願いしておきます。

○議長（藏原博敏君） 質問と答弁が重複しないように、よろしく願いいたします。

土木部長。

○土木部長（阿部節生君） 重々地元の方々の話もお聞きしておりますので、先般、断面が少しでも広がるようにということで、中東部川の川床も県のほうで掘削させていただきました。現在水位が30cmから50cmぐらい低下したような状況でございます。今後も県と状況を見ながら、改善に努めてまいりますので、とりあえず様子を見させていただきます。中東部川につきましては、平成31年度、梅雨前には改修が終わるということですので、その時の状況を見て、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、よろしく願いをしておきたいと思っております。

以上で終わります。

では、4番目の質問に入ります。農用地域からの除外、農地転用の地続きの簡素化ということで質問をしたいと思っております。

今、非常に災害があるし、大きな災害がありました。そういう中で、やはり、「もうここには住めない、土地を見つけない」というようなことで、皆さんから言われますけれども、なかなか土地がないわけです。宮地のほうに行けばありますけれども、かなり金額が高いというようなことで、やはり極端に言えば、基盤整備なんかを何とか宅地のしこでも転用ができないかというのが、今度の質問の中身であります。その辺ができるかできないか、まず、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ご質問にお答えさせていただきます。

まず、農振法の計画変更、いわゆる除外でございますけれども、一般的な部分をまずご説

明をさせていただきます。

農振法に基づきまして、5つの要件を満たすことで、除外、いわゆる計画変更がなされるという法律になってございます。議員おっしゃいますように、平成24年の水害、また平成28年度の震災によりまして、こういった住宅の移転のご相談も多く承っております。そういった中で、平成28年度の震災の部分で弾力的な運用を県に対し要望しまして、その要望に基づき、県も運用指針を示しております。内容については、被災された農業者の方々の住宅再建など、地域の復興のために特例的に設けられております。具体的には住宅等の倒壊、また地盤沈下や土砂崩れの恐れ等により居住することが困難な場合。それから、他に代わるべき安全な土地がないなど、やむを得ない事情が認められること。この3つの要件が全て満たすことが条件となっております。この場合については除外の要件に関する弾力的な運用ということで、これまでの一般的な取り扱いから弾力的な運用が図られております。

数件ご相談をいただきまして、この運用にかかります指針にのっとりまして、手続きを行っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） いろいろ条件があるようでございます。しかしながら、やっぱり災害に遭われた方は、やはり何とか除外をしていただいて、そして、安全な場所に移転するというのが一番大事じゃないかと思っております。今でも非常に梅雨時期に雨が降れば、突発的な地震はありませんけれども、いつも怖い怖いという声を聞きます。しかしながら、自動車ですら安全なところに出るぐらいしかできんと、いずれは家でも建てようかなという人もおられますけれども、なかなか土地がないと、今言いましたように。

基盤整備をした土地には、それでクリアできればできるわけですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今申し上げました3つの要件を、まずは満たしていただくということが、まずは大原則でございます。それに基づきまして、対象地域の部分で判断させていただきますこととなりますが、県と事前協議を行い、そこである程度了解が得られれば、通常の法定手続きを経まして、除外に持っていくという形になります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） わかりました。できるだけ、そういう被害に遭われた方々には、簡単に転用ができるように、お願いをして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次は、5点目の質問に入りたいと思います。

今回、この質問は初めてですが、私たちも以前は全然こういう関心は、ありませんでした。原野に自生する希少植物を守るための市の対策はというようなことで質問しますが、昔は牛馬がたくさんおりましたので、こういう希少植物なんかは牛馬が食べていたと思っております。しかし、今、牛馬が非常に少なくなりまして、自生する植物等々がいろいろ増えております。

今、環境省等々、あるいはグリーンストック、あるいは、それぞれのボランティアの方々

が一生懸命腕章をはめて守っていただいておりますけれども、多分中には、そういう希少植物を盗掘して持って帰る、こういう人たちがおるわけですね。特に春から秋にかけて、非常に群生といいますか、湿地帯にはいっぱいありますので、取りに来るわけですね。

そういうのを環境省からいただきましたけれども、これをやはりこういう希少植物を取りに来て売買するわけです。これが何万、何十万円とするわけです。そういう人たちもおられるわけでございます。

特に、私たちが原野であります井手の湿地帯には、非常にこういう希少植物がいっぱいあります。そういうことで、私が言いたいのは、この盗掘防止、市はどうして守っていくのかということをお願いしたいと思っております。

答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。ただ今の質問にお答えをいたします。

市の保護対策としましては、阿蘇市野生動植物保護条例を設置しております。その中で、野生動植物、それと保護地域を指定しております。採取等は禁止をしています。特別な部分については、許可行為ということで保護を進めているところでございます。

それと野生動植物の保護監視員を委嘱させていただいております。その方たちに監視・指導をお願いしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 12月の補正の中で、フィールドミュージアム構想実践事業の委託料ということで、50万円あげてありました、予算が。この使い道はどういう使い道をされるわけですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

フィールドミュージアム事業についてご説明申し上げます。

昨年12月に50万円計上させていただいた部分については、県の補助事業が通りませんので、改めて6月で今年あげさせていただいているところでございます。

このフィールドミュージアム事業の考え方としましては、先ほど住環境課長が言いましたように、保護地区を指定して保護をするという部分のやり方と別に、草原の利活用ということの1つとして、実証実験という形で今年度から3箇年間、地方創生推進交付金を活用して取り組みをやっております。

内容としましては、グリーンストックに委託をしまして、希少植物をこれまでは隠して保護をしておりましたが、このフィールドミュージアム構想の実証実験としましては、その希少植物を見せることによって学習をしてもらう。草原の勉強であったり、希少植物の管理、そういった保全につままして勉強してもらうという形を今考えております。やり方としましては、現地にガイド付きで希少植物を見てもらうというのが1つと、内牧に草原学習センターがございますので、そちらの草原学習センターを基準に希少植物の知識を持ってもらうという考え方で、今実証実験をやっております。

もう1つは、それに取り組むことによって牧野のメリットとして何かできないかという形で、今年から3箇年、グリーンストックに委託をしてやっていくという形で、今考えております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今課長が言われましたような使い道だろうと思ってはおりましたけれども、やはり草原を守る、ましてや希少植物を守るというのは、やはり非常に大切なことではなかろうかと思っております。

ただ牧野の組合員に守れと言っても、全然関心がないわけです。だから、やはりグリーンストックとか環境省とか、ボランティアの方々が一生懸命、今守っていただいております。そこで、先ほど冒頭に言いましたように、盗掘が近頃は減ったと思いますけれども、たまには昼見ている夕方来て持って行くとか、朝早く持って行くとか、そういうことをやる人がいるわけです。だから、何かこの辺の対策といいますか、例えば、盗掘防止の看板とか、それか牧野立ち入りを、牧野の入り口に看板を立てて、牧野に入らないようにすると、入るときには、組合長なりの許可をいただくとかいうような方向性を私はしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今議員おっしゃられますようにやはり、盗掘というのは私どもがやっておりますのは、井手牧野の隣の宮坂、尾籠の牧野でございますが、そちらの現地に牧野の方たちで行ったときも、ちょうどお盆前でしたけれども、一般の方が車をミルクロードに止めるということもやっておりましたので、そういった部分も、このフィールドミュージアム実証実験の中で、一部の牧野だけになるかもしれませんが、そういった看板等も付けられればとは考えておりますが、交付金事業になりますので、なかなかハード的な部分が使えないというのもありますので、その部分についても、ちょっと検証していきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） ぜひそういう被害が出ないように、ひとつ市の慎重に対策を立てられて、牧野は市の土地でありますので、我々は管理であります。だから、そこら辺はしっかりと、ひとつ対策をとって守っていただきたいと思っております。

私たちも山に週間に1回ぐらい登りますけれども、そこら辺は非常に一生懸命管理はしております。できるだけ頑張りたいと思っております。ぜひひとつ、先ほど言いましたように盗掘防止の看板とか、牧野は立ち入り禁止とか、そういう看板をぜひ立てていただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） そういった看板等については、私どもの課の案としましては、今回ちょっと利活用をメインで考えておりましたので、また住環境課とも協議をしながら検討させていただければと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） はい、ありがとうございました。

では、最後の質問に入ります。6 点目でございますけれども、林道手野線の危険防止対策というようなことでございます。これも以前、質問をいたしました。その後、何ら対策はとっていただいております。ガードレール等の取り付けとか、あるいはゲート等の整備とか、取り付け整備とか、どのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。林道手野線の危険防止対策ということでございます。

まず、これまで豪雨時に落石、転石等の事案が発生しておりまして昨年でございますけれども、直径 1m 程度の落石が数個、事案が発生いたしまして、現場調査を行い、落石、転石の可能性のある箇所について、平成 29 年度でございますけれども、防護ネットの設置を 4 箇所とワイヤー留めを 4 箇所、全体で 8 箇所、落石、転石の可能性のある部分について落石対策を施しているところでございます。

本年度予算をご承認いただきまして、大雨時の落石に対する安全対策、また冬期の降雪対策ということで、林道の始点と終点に門扉を 2 箇所設置するにあたり、現在施工を行っているところでございます。

本年、10 月中旬に設置が完了いたしますので、冬期の降雪対策から、まずは対応を図ってまいりたいと思っております。

また、ガードレールに対します事故防止対策でございますけれども、おっしゃるとおり未設置の部分がございます。現在、カラーコーンと標識等を設置いたしまして、簡易的に事故防止対策を行っております。

今後については、平成 31 年度から始まります森林環境譲与税の財源を活用できるかどうか検討を含め、安全対策を施してまいりたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 非常に冬場、あるいは梅雨時期、非常に危険性があるところでございます。3 月予算でゲートに 100 万円の予算がついておりました。これは 10 月にやるというようなことで、ありがたいことだと思っております。

もう 1 点、ガードレール、やはり間が切れております。下を見れば 30m ぐらいあると思います。あれから落ちれば命があったもんは運がよかったというぐらいの高さのところ。ぜひガードレールを今言われました事業でつけていただきたい。

それともう 1 点は、下から登れば左側がやっぱり、昨日古澤議員が言われましたように竹やぶというか、木の枝がいっぱい出ております。乗用車はこするかこすらんぐらいですが、トラックはこすっていくわけでございます。だから、右に寄れば右は絶壁というようなことで、なかなかあの道も狭うございますし、全面利用も、そういう竹とか、雑木とかが出ておりますので、利用ができないところもありますので、ぜひひとつゲートのほうは、そういう形でございますが、ガードレール、これは近々何とかお願いをしたいと、一番危険性があるところが抜けております。課長が通ってみられたと思いますけれども、ぜひお願いをしてお

きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ガードレールについては、農林道の樹木の繁茂によりまして、交通の車道の部分で転落の危険性もあると思います。現在簡易的に注意喚起、安全対策を行わせていただいておりますけれども、繁茂をする樹木の撤去でありますとか、路面の補修については、現在当課で実施しております。そういったことも継続的に行いまして、今後ガードレールの設置につきまして、国・県の補助事業、また先ほど申しました来年度からの森林環境譲与税の財源の活用など、早急に検討させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、どうもありがとうございました。

では、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうも失礼いたしました。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君の一般質問が終了しました。

続きまして、10番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） おはようございます。10番、大倉でございます。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、第1番目に市立体育館の駐車場についてということで、質問をあげております。

まずはじめに、現在の体育館の駐車場、体育館内の周囲じゃなくて体育館の舗装部分とか、その部分の現在の駐車場の台数、キャパというか、どれだけとめられるか、お答えをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

阿蘇体育館の駐車可能台数ということで、普通車で124台、大型バスが7台でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 阿蘇市のホームページを見てみますと、普通車が300台で、バスが50台と今現在書いてあるんですね。どういう計算でこういう台数になったんですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 大変申し訳ございません。従来は体育館横に多目的な広場がございまして、今現在被災者の方々の住宅が建っておりますけれども、その分も従来は使えていたということでございます。

それから、駐車台数の50台については、私も今把握しておりませんが、調査をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 今の120台と、7台ですね。これにちゃんと修正をお願いいたします。皆さんいろいろ大会がある時とか、そういうのを見て、すぐ見れば検索すれば出てくるので、見てこられていると思いますので、よろしく願いいたします。

今度は体育館周辺の状況です。周辺の駐車スペース、おおむねでいいですから、周辺の車

が置ける所の台数、どれぐらいありますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

体育館周辺の駐車スペースとしましては、市有地で阿蘇市の総合センター、内牧支所の職員の駐車場、中央公園、あと阿蘇中学校という形で考えております。

それと民有地になりますけれども、民有地であれば肥後銀行、熊本銀行、熊本県の信用組合、山楽荘跡地、J A阿蘇の阿蘇町斎場という形で、私どもは把握させていただいております。残りの空きの駐車スペース等については、月極でされているということでございます。申し訳ございません。各施設ごとの駐車台数については、ちょっと今調査しておりません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 市有地も民間も含めて、場所は分散してあるのはあると思いますけれども、近いところをですね、そういうところは今、清水建設の宿舎とか、元教育委員会の砂利の駐車場の所、それから、ひのくに会館の駐車場であった所が、自転車のMTBパークですかね、そういうところが変わっております。

この前8月19日、それから26日は剣道大会ですけれども、そういう大きなイベントをした時に利用者の方からものすごい苦情がきました。駐車場が火の山まつりの時には1,000台って書いてあったのに、どこに1,000台とめられるかいとか、剣道大会の時には、防具をかたげて、ずっと遠い所から歩いてこないかんし、それから、主催者が自分たちで頭を下げて駐車場を借りて回って、そして、大会を行ったところです。なぜそういう駐車場があるのに、そういうところを貸さなければならなかったのか、駐車場として利用したほうが本当はよかったんじゃないかと思います。

トンネル工事の飯場ということですがけれども、大体一の宮坂梨方面の工事ですから、一の宮につくったほうがよかったんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の理由はわかりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 私どものほうも8月19日に復興祭りをさせていただいております。その時に借りております駐車場関係は、肥後銀行、熊本銀行、信用組合、内牧支所、総合センター、そのほか温泉病院の駐車場、それと阿蘇中学校のグラウンドの中、それとはな阿蘇美までを一応、ちょっと離れてきますけど借用して、大体一般用として約1,000台という形で確保をさせていただいております。

それと出店者、周辺の住民の方で内牧のほうに中にマンションがあつたりとかいう方のための駐車場、関係者の駐車場として中央公園の横と阿蘇体育館前を確保しているというような状況でございます。

今、駐車場がないのに清水建設という形ではございますけれども、やはり内牧商店街関係の活性化をしていくためには、少しでも地域の中に住民の方、また寝泊まりをされる方がいるということは、飲食関係にとっても特に活性化するんじゃないかというような部分が1つです。

それと、やはりトイレ関係がございまして、一の宮方面になりますと下水が入っていませんもので、トイレになりますと地下に合併浄化槽を入れるという形になりまして、合併浄化槽も70から100名を超えるとかなりの費用がかかるということもありまして、やはり下水が常備されている場所という形で、清水建設さんからのお話もありましたので、そちらの方に貸し付けをしたと、私どもが開催しますイベントについては、年に1、2回という形での開催ですので、残りの日数については、やはり地域活性化、商店街の活性化を進めていくためには、少しでもその地域に生活される方が多いという形を、私ども考えまして、今回そちらの場所を貸し付けたという状況になっております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） そういうイベントは少ないということで、商店街、飲食店等の活性化ということで、そういうふうにされたと思いますけれども、今後いろいろな大きなイベント、大会、スポーツ大会等があると思いますけれども、今さっき言われましたように台数が、体育館周囲が本当に少ないわけですね、とめられる台数がですね。

そういうところの確保は、やっぱり利用していただく方が近いところに駐車場はあったほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、あそこのコアラの跡地とか、あのままガラガラの子どもがこけてけがするような感じですけども、車が行けばパンクするような感じですけども、ああいうところを駐車場にはできないわけですかね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） コアラの跡については、まだ民地でございまして、所有者の方が地元の方とちょっと違う場所の遠方の方でしたので、今回もまだ今議員おっしゃられますように整地がきれいにされておられません。その部分がありましたので、私どもとしては、今駐車スペースとしては、今は考えてないという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 今のところは駐車は完全にできませんけれども、将来ああいうところを整備していただいて、少しでも裏に体育館からコアラのほうを見れば、家が空き家があるかもしれませんけれども、ああいうところを少しずつ駐車スペースとか、そういうふうにしていけば、またいろいろなイベントとか、きれいにできるんじゃないかと思います。そういうところをよろしく、また検討をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今の件については、地域の商店街の方であったりとか、地域に住まわれている方、いろいろ意見交換をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

新しく開校した小中学校のグラウンドについてということでもあります。

阿蘇中が開校して6年ぐらいですかね、一の宮小学校が2年かな、そういうところで今グラウンドで体育の授業、それから部活、いろいろ行われておりますけれども、今年の猛暑の続く中で、私、見ておりましたところ、日陰もないというところで練習をされております。

全国的に熱中症が、最大の人間が熱中症になられたということで心配しております。どうしても樹木を植えない、よその学校にはみんな運動場、それから学校の周囲には、みんな樹木があるのに、どうして阿蘇市だけ樹木がないのか。どうもおかしいと思いますけれども、その辺の理由をお聞かせいただけます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

統合して新しく開校した学校の植栽の件についてということで、まず設計に取り組む中で、統合前の先生方、並びに保護者会の役員さん、それから教育課で協議をさせていただいております。

最初に開校しました阿蘇中学校でございますが、建設予定地の敷地が限られておりましたので、グラウンド面につきましては、約 1.5ha ほどございます。体育等の授業には支障をございませんけれども、部活動には面積が不足しますので、従来の旧阿蘇北中学校のグラウンドも含めて利用していくという形になりました。

それから、一の宮小中学校につきましては、小学校を中学校のグラウンド内を利用してつくって、それから、中学校のグラウンドを体育館横に新規に確保していくという形にいたしました。一の宮中学校につきましては、部活動を考慮しまして、新規に約 4ha のグラウンドを中学校に整備しております。

新しい阿蘇中学校につきましては、旧阿蘇北中学校の約 3ha のグラウンドに加えて今回 1.5ha ぐらいプラスになっておりますし、一の宮中学校につきましても、従来の 2.6ha から、約 4ha ということで、1.4ha 増加しているような状況でございます。

保護者には、毎年愛校作業として草刈りや樹木等の作業にもご協力をいただいておりますし、また、樹木等には病気、害虫等が発生した場合、消毒等も作業が必要になってくるということで、児童生徒が半分に減少しておりますし、保護者も半分に減少しているというような状況の中で、先生方、保護者の方からも、管理上での作業負担を軽減してほしいということで、樹木等につきましては、極力植えないようにしているところでございますが、開校記念としての桜のみ、数本の植栽を行っているところでございます。ただ、法面とか、授業のための花壇とか、校舎周辺には、そういった緑化を進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 保護者とか管理上の都合で木を植えないと、子どもは外で運動するわけですから、日陰が本当は欲しいんじゃないかと私は思っております。

ここに合志小中学校の開校の今年の 4 月ですかね、発注仕様書がありますけれども、これにも国・県の定める基準及び国・県等の補助金の規定に沿って、最大限の補助金を受けられるような構造等になることとするというふうに書いてあります。これは基本構想です。

それから、「夏季の体育授業中に児童生徒（40 人を想定）が、一時休息する日陰を確保すること」と書いてあります。こういうので、ちゃんとみんな計画書があるわけです。植栽については、理科教材としての利用も考慮し、多種類の樹木を配置するとともに、樹木の特性がわかる樹木板等を設置すること。なお、木の成長と将来的な管理にも配慮すること。こう

いうふうにちゃんと国の補助を受けるために、ちゃんと仕様書とかあると思うんです。栃木県の小山市かな、図面にも植栽の配置図が、これは計画書ですけれども、書いてあります。

ちょっと長くなりますけれども、「潤いのある環境の確保や自然景観の調和を図るため、地域の風土や土壌に適した樹木の選定及び周辺住宅等への提供を考慮しながら、効果的な植栽となるよう配慮します」というふうに書いてあります。こういうのが阿蘇市もあるはずですけど、こういうのはないんですかね、当初の計画の中には。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

設計書の中には、植栽場所とか、きちっと位置づけはしてあるんですけれども、中学校につきましては両校ともももとの、阿蘇中につきましては、新規に校舎の部分、それから第1グラウンド、第2グラウンドというような形になっていることで、第2グラウンドには十分な植栽がありますし、一の宮中学校につきましては、校舎周辺には樹木等が植えてありまして、グラウンドのほうが今回植栽がないということですが、それぞれ、まず授業面とか、例えば、環境教育あたりにつきましては花壇、それぞれの学年ずつ設置をしていくとかいう部分については、十分対応しているところですが、従来公共施設につきましては、緑をある程度植えていかななくてはいけないということではございますけれども、これから先、いろんな卒業記念の植樹とか、いろんなものが進んでくると思います。全く植えないということではございませんけれども、本来であれば、公共施設の緑化のガイドラインがございまして、やはり20%から25%ぐらい緑化をこれから先、また進めていかなければならないと思いますけれども、当初の段階では、それぞれ学校で管理する樹木等、また面積等がございまして、極力少なくしてほしいという要望に応じて、少ないスタートになりましたけれども、これから先、将来計画的に最初からということではなくて、長期的な展望に立って緑化を進めていきたいということで考えております。

当然花壇の部分、それから法面の芝の部分等々も含めて、そういう方向になっていくかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 管理の部分だけを強調されますけれども、子どもは日陰が欲しいと思っています。私は聞いていませんけどですね、私が見た限りでは、そういう感じがいたしました。

教育長にお尋ねしますけれども、木が全然ないということに対して、今から小中学校の運動の時に熱中症など、木を植えれば簡単なことなんですけれども、どういう対策をされますか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 木が全くないということではございませんので。一の宮中学校のグラウンドには、その対策としてあずま屋をつくっておりますので、あそこで日陰をつくるようにして、今それを利用しております。

小学校は、グラウンドの横がすぐ校舎でございまして、暑いときは、その校舎で休憩を

するというようなことで対応しております。

ただ、今後の取り組みでございますが、今課長が申しあげましたように、これから卒業記念の植樹をお願いしますとかいう声も時々ありますので、計画的にそういうものを配置して、ただあまり高木になりますと、あとの手入れとか、あるいは剪定とかが出てきますので。それともう一つは、非常に今、小学校、中学校、周りの見晴らしが大変よございまして、昨年実は一の宮中学校のグラウンドで、あびかが使えませんでしたので、中体連の陸上大会がございました。阿蘇管内から多くの保護者が来ましたけれども、ここのグラウンドの広さもですけど、「非常に見晴らしが良くて気持ちがいいと、こんな学校は他にはない」というような声もあります。そういうのも景観にも配置しながら、あまり大きくないような記念樹等があれば、そういうのも少し配置しながらやっていきたいというふうには考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） はい、わかりました。環境面ですね、私が言いたいのは、景観にマッチした学校になるように、今後とも植栽とか、いろいろ教育も含めて、環境教育もありますから、そういうところを含めて、なるべく緑豊かな学校になるようにお願いいたします。以上です。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

小中学校の体育館利用についてということで、施設の使用料金が今軒並み上がっております。10月から完全に値上げになると書いてありましたけれども、利用されている保護者の方から負担が増になって、これから保護者の負担がますます増えるんじゃないかという心配の声が上がっております。料金の基準は、どうなっているかということで質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 小中学校の体育館の利用について、施設の料金の改定ですけれども、料金改定の基本の考え方としまして、受益者負担の適正化を図るために、今回施設の使用料を見直しているところであります。

背景としまして、阿蘇市の総合グラウンド、それから阿蘇市の体育館、市内小中学校、あびか等も含めまして、使用料金につきましては、合併後、料金を上げておりません。一度も改定がされていないということで、近隣市町村と比較しても低い料金設定となっております。

今回、近隣の市町村と均衡を図ることや、維持管理費が増加していることから見直しを行い、条例改正を3月議会でご承認をいただいているところであります。6箇月の周知期間をもって、10月1日から新料金を適用していくこととなります。

しかし、改定後の使用料金におきましても、近隣市町村と比較しますと、郡内でも安いほうではないかというふうに考えています。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 週3回、夜、体育館に電気をつけて利用して、月3回で年間どのくらいになるかな、なにしろ月に1万2,000円ぐらいの電気料金が発生するというふうには言われたと聞いておりますけれども、これは確かですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 減免措置について、お答えをさせていただきたいと思いますが、2 番目の回答になりますが、これまで減免措置につきましては、基本的に考え方は変わりませんが、部活動が小中学校の時間帯につきましては、4 時半から 6 時半ぐらいになっております。それから、午後 7 時から社会体育に移行して一般開放していくということになりますけれども、今回、午後 7 時からの社会体育に移行した場合の部分が少し変わります。

今現在、各小学校で阿蘇っ子クラブということで、保護者の方が指導者を確保できれば、阿蘇っ子クラブということで、今の部活動の時間帯の中で継続して指導を受けられないかということで、4 時半から 6 時半までの時間帯につきましては、使用料も、それから照明料も無料となっております。社会体育移行にあたりまして、午後 7 時からの各種社会体育団体に移行した部分の中でスポーツの指導を受けていくという場合につきましては、小中学校の児童生徒も指導していく、そしてまた、指導者が謝金を受けないという場合につきましては、現在使用料、照明料が無料となっておりますけれども、使用料は無料、照明料を 2 分の 1 だけ減免していくということで、2 分の 1 をご負担していただくというような形に考えております。

ほかの市町村につきましては、既に社会体育移行しているところにつきましては、それぞれが月謝を払いながら、スポーツの指導を受けているというような状況でございますので、阿蘇市としましては、最低限ということで、使用料は無料、照明料だけ 7 時以降は 2 分の 1 だけ、ご負担をお願いしたいということでお願いをしております。その 2 分の 1 の料金を計算しますと、練習回数が多いところは、それだけそのグループ単位の電気使用料の負担が増加するということになっていくかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） ちょうど部活が社会体育へ移行するという時期と重なっておりますので、ちょっと暗くなって練習する人は電気料金が発生して、同じ明るいうちにするスポーツを習っている人と差が出てくるということで、そういう人たちにも同じスポーツをやっているということで減免とかそういうのは考えておられますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） なかなか 100%減免というのは、ほかの市町村では月謝を払いながらスポーツを習っている、すべての子どもたちが恩恵を受けるというわけじゃなくて、やはり一部の子どもたちだけがスポーツ指導をより加えて受けていくということになりますと、その辺のバランスも考えまして、照明料だけを今回 2 分の 1 に減免をしていくという形を今回とっていきたいということを考えておりますし、また、それぞれ今現在、各種の校区ごとで、いろんなスポーツ種目あっておりますけれども、そのスポーツ種目の中で、また小学生、中学生を一緒に指導していきたいということになっていきますと、また減免団体も多くなっていくと思っております。その辺を含めまして、今のところ照明料 50%の負担を保護者の方に受益者負担ということで、お願いをしていきたいということで考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 指導者が習い事みたいに、指導者がお金をもらって指導しているという団体は、またこれと別になるわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 現在も、月謝をいただきながら指導されているスポーツ種目もございますけれども、使用料、それから照明料は正規の料金を納入いただいております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） はい、わかりました。社会体育に移行する時と重なって、保護者の負担が、どうしても学校でできない時間制限があって、先生の都合もあってできないようになって、こういうふうに夜、電気料金が発生するというようになっておりますけれども、なるべく保護者の負担が増えないように、よろしく願いいたします。

これで終わります。

続きまして、4 番目の質問に移りたいと思います。

阿蘇市の障がい者の政策についてということであります。

障がい者の支援の状況ということで、一生涯阿蘇市に住んでいただくための対策、そういうのをここに書いてありますけれども、住み慣れた地域、家庭で日常生活を営むことができるように、身近なところで相談や支援が受けられる体制への整備を推進しますというふうに書いてあります。そういう障がい者の暮らしの支援対策ですね、そういうのをどういう支援を行ってられるか、お聞かせをいただきます。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、お答えします。

障がい者につきましては、現在阿蘇市で 2,376 名の方が手帳を持っております。

具体的にいきますと、身体障害者手帳が 1,874 名、療育手帳が 313 名、精神障害者手帳が 189 名ということです。これは若干、年々少しずつは減ってきているようでございますが、依然として高い数字になっています。

この方々たちについて支援ということですが、ここについては、障がい者基本法等の根拠とする各種法定の補助事業、あるいは各種支援サービス等、施設への補助等を行政としてはやっております。

また、阿蘇市単独事業としまして、障がい者の地方年金支給もやっております。全体的に障がいに関しては、それぞれその特性、程度、やっぱり個人の方いろいろきめ細かな配慮が必要でございます。そういった中で、阿蘇市としては障がい者計画を昨年策定をしました。そういった中で、相談体制の整備、あるいは福祉サービスの適正な提供、質の向上等に取り組んでいるところでございます。いずれにしても計画で共通しているのは、先ほど市議も言われましたとおり、障がいを持たれている方が、やっぱりみんなと一緒に自分らしく暮らせるまち、それから差別のない安心して暮らせるまちを基本方針として、今現在取り組んでおります。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 2,374 名ですかね、減ってきていると言われますけれども、どのく

らい減ってきているのか、減っている理由をよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 減っている推移としては、例えば、全体としては平成 24 年度末が 2,589 名でございましたので、平成 28 年度末が 2,437 名ということで、4 年間で 152 名減少という結果となっております。全体の総人口に比べると、9%台になります。

今言ったのは手帳を取得している方でございますが、予算でもよく私のほうで言います障がい児の通所の方が非常に今は多くなっている。この通所の部分は、手帳を持たなくても発達障がいが見受けられる方については、支援を受けている。そういう方が近年特に多くなって、今 186 名おります。2、3 年前は 50 名程度の認定といたしますか、やってたんですけど、年々増えております。これは若干、施設が阿蘇市に 4 施設ありますので、そういった部分もあるかもしれませんが、全体的には、そういったものが非常に多くなっているというのを危惧しております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 自然現象みたいな数字だと思いますけれども、障がいをもっておられる方で阿蘇市外の授産施設、そこに行っておられて、住所をそこに移せということで、いろいろ話を聞いております。本人と親御さんたちは、阿蘇市でこのまま住み続けたいというふうに思っておられる方からのお話を聞きますけれども、やっぱりよそに行ってもらような政策もされているわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 障がい者の方は、当然市外の施設で支援を受けている方はおられます。基本的には、住所地特例ということで、施設に入る前の自治体が、その支援をするというのが基本でございますので、そういった形で市外の施設に入所して、阿蘇市が面倒を見るということになります。そういう中で、あくまでも基本は住所地、住所を置いているところということでございますが、生活の実態がある居住地ということですね。そういうことですので、例えば、阿蘇市外に入所、支援を受けたいという方が阿蘇市に住所を置いているということであれば、その方の実情をちゃんと把握して、居住の実態はどこにあるのかということ进行调查していきますので、あくまでも住所が置いてない置いているということが基本ではございません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 言葉のやり取りの中で、そういうふうに思っておられる方が、おられるんじゃないかと思っております。阿蘇市に住んでいただくための政策ということで、わかりやすいように説明されて納得されて、その人たちも親子でどこかに引っ越そうかと、その準備もされているようであります。そういうことが起こらないようにしてあげたらいいんじゃないかと思えます。なるべく、そういう人たちにやさしい町にしてもえたら、みんな幸せになるんじゃないかと思っております。

これで私の一般質問を終わります。お疲れでした。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

11時30分から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 8番議員、公明党、森元秀一です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず冒頭に、西日本を中心に広域的、甚大な被害が発生した平成30年7月豪雨、また北海道地震により犠牲になられた方々、被災された方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

各地で連日の猛暑、豪雨、台風の発生、この異常気象を常に防災意識を持たなければならぬと痛感しております。

さて、教育、子育て支援について、2問質問いたします。

まずは前回の質問の中で、登下校時の安全対策に対して、今回の補正で市内全小中学校8校の安全管理体制強化に伴う防犯カメラ設置費として1,091万円、対応の早さに感激しております。学校に通う保護者の方々のお喜びもひとしおであると思っています。

私たち県下の公明党議員からも電話が入り内容を聞かれました。阿蘇市の子どもに対する熱心な取り組みを高く評価されたものと思います。

今回、国に対しても意見書を出させていただきました。まず、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保の推進についての質問をいたします。

大阪北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、文部科学省から都道府県教育委員会などに7月27日を最終報告とする安全点検等状況調査が依頼されました。

また、学校施設では常に健全な状態を維持できるような適切な管理についての通知も発せられています。そこで阿蘇市における学校施設や、通学路におけるブロック塀等の安全確保を確認します。まず、文部科学省から依頼があった学校施設におけるブロック塀等の安全点検等、状況調査において、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校は何校あったのか。また、この中に法定点検の対象外の施設はあったのか、該当施設があった際の点検は、どうしているのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

まず、第1点目の問題のあるブロック塀の学校が何校あったかというふうなご質問でございますが、今回の文部科学省に調査がありました報告につきましては、阿蘇小学校、内牧小

学校、山田小学校、阿蘇西小学校、阿蘇西については、尾ヶ石校舎になりますけれども、4校のブロック塀について安全性に問題があり、というふうな形で報告をいたしております。

このうち、阿蘇小学校につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、大阪での地震による女子児童が亡くなられた大変痛ましい事故を受けました直後に、阿蘇市においても管内全域調査をかけまして、その中で傾きが特にひどく無筋と思われたことから、教育委員会で協議をしまして、特に危険性が高いと判断をいたしましたので、6月中には撤去をしたということでございます。

それから、2点目のご質問の法定点検の対象外はあったのかということでございますが、このご質問につきましては、今回の文部科学省のブロック塀調査外の遊具であったり、建築物かというふうに思いますけれども、学校敷地内のすべての遊具等、建物等について確認を実施いたしております。加えまして、閉校しました学校についても、同様の調査を実施いたしたところでございます。

その結果、遊具等には全く問題はございませんでしたけれども、一部に閉校した学校記念碑や門柱などにつきまして、安全対策が必要ではないかと思われるような箇所が数点ございました。緊急性は低いというふうには認識をいたしておりますけれども、ちょっと危険性もあるのではないかとというような部分がございますので、この点につきましては、地元と関係者と協議をしながら、今後対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 続きまして、3点目にある問題のあるブロック塀等の安全を確保するまでの間の対応をどのようになさるつもりでございますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 安全を確保するまでの間ということで、工事着手までの期間という具合に思いますけれども、現在、熊本県の統一様式によります危険ブロックである旨の危険貼り紙について注意喚起を促すために現場に貼っているところでございます。

学校には、生徒に近寄らないようにということで徹底をいたしているところでございます。

また一昨日補正予算について、承認をいただきましたので、早期の事業着手に向けてということで、現在事務手続きを始めたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 安全点検はしっかりやっていると認識しております。

続いて、学校防災マニュアルに基づき、改めて児童生徒の通学路を確認すべきと考えていますが、どういうふうな対応をなさっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 通学路の安全点検につきましては、学校の先生、PTAなどによりまして、通学路の全路線の巡回確認を8月中にはすべて完了いたしております。その結果、ブロック塀の著しいひび割れ等の確認もいたしております。

それから、見通しの悪い交差点であったり、樹木の枝が通学路にはみ出しているというふ

うな部分もありますし、中には保護者あたりが通られまして、人気の少ない部分でちょっと危険ではないかというふうな部分を含めまして、全体で危険という具合に判断をされたところが、全部で23箇所あったというふうな報告を受けているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 続きまして、安全性に問題のある通学路の対応と、通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考えますが、市の対応はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

2点ありましたけれども、まず通学路の対応はということでございますが、通学路につきまして、先ほど申し上げましたように危険と判断された箇所につきましては、現在、学校において児童生徒に周知を図り、注意をするように注意喚起を促しております。

今後につきましては、道路管理者である国、県、市、そういったところと連携をしながら早急な対応が図られるように対応をしまいたいということで考えているところでございます。

すみません、2点目のところをちょっと申し上げておりませんでした。

民間ブロック等の撤去費用の支援というふうなご質問でございましたけれども、当然危険と判断された部分の改良は必要ということで考えておりますけれども、ブロック塀につきましては、個人の財産でありますので、撤去にかかる部分の補助制度があるのかないのか、それから、支援ができるようなメニューがあるのかないのかも含めまして、道路管理者、それから関係機関と協議をしながら、今後対応をしまいたいという具合に考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 費用の重なることが多いと思いますが、国にも意見書を提出させていただきました。県と国と連携しながら早期の対応策をお願いしたいと思っております。

次に、学校のエアコン設置について質問いたします。

23日に衆議院第2議員会館で開かれた公明党文部科学部会の会合で、文部科学省は2019年度予算概算要求について説明し、教室のエアコン設置やブロック塀の安全対策などへの加速へ公立学校施設整備費の大幅増額を目指す方針を表明しました。2018年度の予算額3.5倍以上に当たる2,414億円を要求するとありました。

文部科学省によりますと、公立小中学校普通教室のエアコンの設置率は49.6%で、自治体間で開きがあることから、公明党は10日、林芳正文部科学大臣に提出した概算要求に向けた重点要望で、速やかにエアコンの設置を進めることを申し入れしました。

会合で文部科学省は、各地での記録的な猛暑を踏まえ、学校にとってエアコンは必需品との考えのもと、各自治体から要望が多く寄せられたとの説明があり、浮島部会長は、エアコン設置の費用について、現状の負担枠組みでは国庫が3分の1にとどまり、残りは地方負担になることに言及し、設置促進へ自治体の負担を軽減する必要性を指摘し、リース方式の活用や維持管理費の捻出のあり方も含め、検討を加速させるように求めたと聞いております。

そこでお尋ねいたします。市における学校のエアコン設置状況は、どのようになっていますか。

ますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えいたします。

阿蘇市管内全小中学校においてのエアコン設置状況でございますが、現在保健室及びパソコン教室には、すべての小中学校で設置をいたしております。そのほか学校でばらつきはございますけれども、特別支援教室、図書館、音楽室、職員室等に設置しているところが数校ございます。全体的な設置状況で申し上げますと、全小中学校で 223 教室ございます。そのうち、ただ今申し上げたような部分で 41 教室に設置がしてございます。

しかしながら、どこの小中学校におきましても、普通教室、通常子どもさんあたりが学習する教室になりますが、全部で 72 教室ございます。こちらには設置がないというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 72 教室に設置がないというふうなことでございますが、本年の猛暑によって、児童生徒の学習環境に与えた影響は、どのようであったのか、お答えいただきます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今年度は大変な猛暑でございました。大変暑うございましたので予算の範囲内で扇風機を購入したりしておりますが、なかなか予算対応もできておりませんので、不足分につきましては、学校の先生、それから保護者の方のご協力を得まして、教室に扇風機をつけて今年の夏については対応してきたというふうな状況でございます。

それでも日中の教室内の温度が 30 度を超す日もかなりございました。中には 33 度の室内温度があったという日もあり、大変厳しい環境の中での学習があったというふうに聞いております。

猛暑の影響としまして、他に学校によっては、先生方が 7 月の期間、それから 2 学期が始まりまして、9 月の中旬まで、朝早く出勤をして毎朝学校の教室の窓を開け、風通しを良くするような対応をする中で授業に挑むというふうな、大変なご苦労がっております。

また、学習面におきましては、中学校で夏休みの学習時間、通常 3 時間なんですけれども、2 時間に短縮をして行う。それから、1 日学習あたりの場合につきましては、先ほど言いましたエアコンがある教室、パソコン教室であったりとか、そういったところに子どもさん全員を押し込んで、狭い中で学習をするというふうなことでございますので、当然今までにないような大変厳しい環境の中での学習であったということが考えられます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 私たちも、やはり今年の夏は子どもたちが夏休みに入る前、7 月のはじめ、あと夏休みが終わりました 9 月のはじめ、そういった中で夏休みの前、後も、やはり猛暑が続きました。本当、私たちは家にいるときはクーラーをかけずにはられないというふうな環境でした。

この暑さ対策の検討、これからどのような形で阿蘇市は考えておられますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今後の検討ということでございますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、全国の公立の小中学校の設置率、全国でいいますと約 50%でございますけれども、本年の状況を考えますと、阿蘇市においても子どもたちの大変厳しい学習環境を打開すべく、根本的な暑さ対策を検討する必要があると判断をし、現在エアコン設置に向けた調査・検討を行っているところでございます。

ただ、阿蘇市において、全小中学校へエアコンを設置ということになりますと、莫大な費用がかかりますし、今年度電気代につきましては、今のところ倍以上かかるんじゃないかという具合に考えられますので、先ほど議員がおっしゃられましたように、議員発議もありましたけれども、財政負担軽減も重要な課題ということでございますので、今後財政課と協議をしながら、国の予算といたしますか、エアコン設置にかかる補助メニューにつきましては、現在3分の1ということでございますけれども、補助規定枠、それから今後の国全体の補助枠等もございますので、そういったところを見極めながら、子どもたちのよりよい環境整備、それから保護者にとって安心のできる学校施設整備に努めたいということで考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今年の夏は異常でありました。この異常なことから、地球温暖化で毎年起きる現象だと思えます。子どもたちに勉強しやすい環境づくりをしていくことが責務だと思えます。このことも国や県と、しっかり連携しながら早期の対応をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

児童虐待防止の強化についてというふうなことで質問させていただきます。

児童虐待、2017年度、最多13万件、対応件数内容別、面前DVや無視、暴言など、心理的虐待が54.0%を占め、身体的虐待24.8%、育児放棄20.0%、性的虐待が1.2%、半数近くが警察からの通告であったと報道がありました。

平成28年3月議会で、私も説明しましたが、現在の阿蘇市の現況はいかかなものかと、質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。

今現在、平成29年度実績を申しますと、新規受付が8件、継続案件が8件ということで、16件の虐待につきまして、対処したところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） もう少し詳しく、例えば、どういうふうな虐待があったのかというような形でお答えいただけますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） はい、すみません。虐待は先ほど言いましたとおり、身体的虐待、あるいは性的虐待、それからネグレクト、育児放棄ですね。それから、心理的虐待というふうには大きく4つ分かれていますが、阿蘇市の先ほどの16件につきましては、身体的な部

分が5件です。それから性的虐待が1件、それからネグレクトが4件、心理的虐待が3件、それから、その他1件というふうになっております。

阿蘇市としては、近年やっぱり年々増加をしております。そういった中で、福祉課が窓口となりまして、児童相談所、あるいは警察と連携をして対処しておりますので、子どもの命、子どもの安全を第一として取り組んでおります。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） この問題も国に意見書を出させていただきました。やはり、保育所や幼稚園、学校と情報共有を図って、いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備して早期に発見し、児童虐待がない社会の構築をお願いして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、風疹患者が急増というふうなことについて質問いたします。

ウイルス性の感染症である風疹の患者が、千葉県や東京など首都圏を中心に急増しています。国立感染症研究所は、21日、国内流行が発生し始めている可能性が高いとの緊急情報を発表しており、十分な警戒が必要だというふうになっております。

感染は、北海道や福岡県でも確認され、全国の今年の患者数は、15日で現在139人、既に昨年の93人を大幅に上回っております。1万4,000人を超す患者が確認された2013年の大流行の前兆に類似しているとの指摘も見逃せないと言われております。

インフルエンザの2から4倍も感染力が強いとされる風疹は、咳やくしゃみなどの飛まつを介して感染し、病状は発熱や発疹、リンパ腺の腫れなどだが、自覚のない人も15から30%ほどいて気づかないまま感染が広がるケースもあると聞いております。中でも注意したいのは、妊婦や妊娠を希望する女性のいる家庭です。妊娠初期の女性が感染すると、赤ちゃんが難聴や白内障、心臓病などを伴う先天性風疹症候群になる恐れがあると聞いております。2013年の大流行の時も12月の議会で一般質問をしました。その後、抗体検査と予防接種が無料でできました。

今回の阿蘇市の対応はどうするのかというふうなことで質問を出したんですが、この通告のあと、ほけん課のほうで、お知らせ端末に案内がありました。早い対応をありがとうございます。一応どういうふうな内容か、ご説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、妊娠初期に妊婦が風疹に感染すると赤ちゃんが目や耳、心臓などに障がいを持って生まれる可能性があるということで、この先天性風疹症候群を防止する目的で、平成26年度から熊本県では風疹対策事業というものを実施しております。抗体検査につきまして、風疹に対する免疫を持っているかどうかを調べるという抗体検査、これは無料で受けられることになっております。それと抗体価が、その結果低い場合は予防接種を希望する方には予防接種料金の補助を阿蘇市で行っているところでございます。

本年も、この事業につきましては、広報5月号、そして、お知らせ端末で周知を図ってい

るところでございます。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、8 番、森元秀一君の一般質問の時間が、まだ残っております。

このまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行いたします。

森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 課長、どうもありがとうございました。よろしく対応をお願いいたします。

続きまして、LGBT の対応について伺います。

8 月に公明党夏期研修にて、「LGBT の基本知識と、特に自治体がすべきこと、できること、誰もが住みやすい熊本のために」を学習しました。性的マイノリティーは、阿蘇にはいないと思われているかもしれません。しかしながら、民間会社の調査では、13 人に 1 人とも言われており、阿蘇にいないということはありません。性的マイノリティーも住みやすい熊本のために活動する「くまにじ」が、2017 年末から 2018 年 2 月にかけて熊本在住、または熊本在住の性的マイノリティーを対象に、ネットで行ったアンケート調査でも、地域名は任意回答にかかわらず、5 名の方が居住し、または元居住地を「阿蘇市」と回答されています。

そして、13 人に 1 人ということであれば、阿蘇市の人口から考えますと、もっと多くの方が阿蘇市民であったり、阿蘇市の出身であったりするわけです。

最初にお尋ねします。研修と職員対象の手引きのことについてお尋ねします。

市としては、性的マイノリティーが市民にもいることを踏まえ対応することが求められますが、市職員を対象とした研修は考えておられますか。また、熊本市では先日の「くまにじ」の協力のもと、LGBT などの性的マイノリティーサポートハンドブック、市職員として知っておくべき基礎知識を作成しております。

阿蘇市においても、市職員向けの対応の手引きをつくることは考えていますか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず LGBT とはということですが、L がレズビアン、女性の同性愛者、G がゲイ、男性の同性愛者、B はバイセクシャル、両性愛者、T はトランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致、性同一性障害など、心と身体の性が一致しない人の頭文字を取った言葉で、性的少数者の総称の 1 つと言われております。

LGBT の対応につきまして、国は平成 29 年に男女雇用機会均等法に基づく、改正セクハラ指針、いじめ防止対策推進法に LGBT への対応が盛り込まれ、近年自治体においても LGBT への配慮、意識を高めることが必要となってきた人権課題であります。

人権啓発課では、男女共同参画事業におきまして、阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画

を策定しております。男女共同参画社会の実現を目指し、女性も男性もお互いの個性を尊重し、それぞれの能力を発揮し、地域社会をつくり上げることを基本理念に策定した行動計画で、現在第2次計画ができておりまして、平成27年から平成32年までの行動計画となっております。平成31年度から第3次の策定計画に入りますので、その中に性についての理解促進施策として、新たにLGBTに対する理解促進を新規に定めてまいりたいと思っております。

性別にとらわれない生き方や、性の多様性の理解促進につながる行動計画となりますよう、策定にあたりましては、男女共同参画審議会で検討していただきまして、パブリックコメントにより市民の意見を反映した上で策定することとしております。

また、職員研修としましては、まずは庁内各課に人権啓発、男女共同参画担当職員がおりますので、研修会、講演会に積極的に参加させ、問題に対する理解を深めてもらうことを中心としまして、また、阿蘇市人権・同和教育推進協議会の各部会をはじめとした関係団体とも連携しまして、人権フェスティバルなどの様々な機会を通して、LGBTに関する理解促進の啓発に努めてまいりたいと思います。当面まだ阿蘇市におきましては、ガイドラインの作成までは至っておりませんので、この行動計画をまずは作成して行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 2番目の質問に移りますが、選挙に関して投票券の性別欄の記載及び投票所対応職員への研修ですね、先日の熊日のアンケートに寄せられた声の中に、選挙の困り事がありました。法律上の性別は女性ですが、男性として暮らしておられる方が、期日前投票に行った際、本人かどうかを疑われ、本人確認で「本人」と言っても駄目、確か免許証を見せました。仕方なく「性同一性障害なんです」と言わないといけないときもありました。そんなに大きな声で言えないので、「実は、と話したんですが、その職員さんが大きな声で復唱したので、もう逃げ出したいと思いました」ということがありました。

参政権の行使という極めて基本的な行使にも、職員の対応による支障が出ていることがわかります。熊本市や日田市では、投票入場券の性別欄の廃止や本人確認の際、配慮の対応をとっています。阿蘇市においても参政権の行使が実質的に侵害されないように、投票入場券、期日前投票及び不在者投票の際の宣誓書の性別欄の廃止並びに関係職員への研修や対応マニュアルの作成をすべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お答えします。所管が選挙管理委員会になりますが、私のほうで協議をしておりますので、お答えさせていただきますが、今議員が言われましたとおり、まず選挙に関する従事者、職員対応、期日前も含めまして、当日の選挙事務を含めまして、先ほど人権啓発課長が言いましたように、来年度策定する行動計画を踏まえて、その辺の研修ももちろん十分に必要ということです。

それと選挙の宣誓書というのがありますが、現時点では統計の利用もありまして、国・県への報告の中で男女の比率が必要という部分もございます。本人の確認手段として、4情報

を基に判断をしているというところでございますが、今後、選挙管理委員会でも本人確認への影響と、また統計への影響を考慮いたしまして、委員会の中で検討していくというような形を聞いているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 続きまして、3番目の質問をさせていただきます。

その他、不要な性別欄の精査及び廃止について、お尋ねいたします。

投票入場券など、選挙関係以外にも不要な性別欄がある申請書や証明書類があると思われます。法律で義務づけられているものや男女の平等等解消のために、男女比を明らかにする必要がある場合など、合理的な理由があるものを除いて、本当に性別が必要であるか改めて精査し、不必要な性別欄の削除に取り組むべきだと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（藏原博敏君） ちょっとお待ちください。森元議員にお尋ねします。通告書にそれは書いてありますでしょうか、今の質問。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） これは、LGBTに関連した形で、部長に打ち合わせをしてやっております。

○議長（藏原博敏君） どなたと打ち合わせをされましたか。

○8番（森元秀一君） このLGBTの答弁をいただく市民部長と、一応こういうふうな形で、打ち合わせというような形で言っております。

○議長（藏原博敏君） 森元議員にかかわらず、今議会で関連ということで通告にない質問とか、答弁者を求めておられます。これは、今後それが必要であれば通告なり、答弁者の欄に記入をお願いしたいと。

今日は、この間も特別に許可をしておりますので、答弁者と打ち合わせがしてあるということで、答弁を認めたいと思います。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 先ほどの選挙とちょっと重複しますが、制度上どうしても男女の区別が必要で、それに基づいて政策を行うものについては、なかなか変えることは難しいと思いますが、必要以上に単なるアンケートの中で、とても男とか女とか、そういう部分がぜひとも必要じゃないという部分も今後あると思います。そういう部分につきましても、先ほど言いました行動計画の中で十分検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） LGBTの対応についての最後の質問になります。

パートナーシップ制度のことについてお尋ねします。

法律上、同性同士の場合、現在日本では婚姻届は受理されません。そこで2015年11月、渋谷区、世田谷区でパートナーシップ制度が導入され、同性カップルのパートナーシップが自治体において公に認められるようになりました。今では三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市、福岡市、大阪市、中野区と、先日も一昨日豊島区でテレビ放送

映がありました。豊島区でもなっております。

全国9の自治体で導入されており、中には三重県伊賀市、兵庫県宝塚市のような比較的人口の少ない自治体も含まれております。どの自治体のパートナーシップ制度も婚姻のような法的効果はありませんが、例えば、渋谷区、世田谷区の制度利用者への調査報告によりますと、パートナーシップ制度の利用者からは、「社会に参加している感じ。税金を納めているところに自分も参加している感じ。渋谷区長のはんこが押されているし、渋谷区に認めてもらったんだということがありましたね。感慨深いっていうんですかね。渋谷区では守られている、強気でいられる」、世田谷区の制度利用者の声には「私たちカップルは、世田谷区で他自治体に先駆けて同性パートナーシップが始めるということで他市から転入した」という声があがっております。

パートナーシップ制度は、自治体が同性カップルのパートナーシップを正式に認めるものであり、市民への強い啓発となるものです。しかも、低コストで強いアピール力を持ちます。熊本県下では、まだ導入自治体はありませんし、九州でも導入しているのは福岡市のみでした。阿蘇市が導入すれば、一人ひとりが尊重される多様性あふれる阿蘇市を広くアピールすることができますが、阿蘇市の導入についてのお考えをご答弁ください。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 阿蘇市の現状といいますと、今のところ合併して、この部分についてのご相談というのはあっておりませんが、冒頭議員が言われていましたように、阿蘇市にも複数、何人かいらっしゃるかもしれないという部分もあると思います。ただ、性的マイノリティー、いわゆる性的少数者を、まず正しく理解することが重要というふうに思いますので、先ほど人権啓発課長が申しましたとおり、人権担当職員の研修、ひいては全職員への研修、それを踏まえまして、ちょっと重複しますが、行動計画の中にもそういう部分を十分取り組んでいかなければなりませんので、ある程度、やはり皆が理解した上での検討という形になってくると思いますので、今すぐ取り組むとかいうのは、ちょっと今の段階では申し上げられないかなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今回は、質問しませんでした。来年のラグビーワールドカップ、再来年に東京オリンピック・パラリンピックを控え、日本には外国からさらに多くの観光客も来訪されます。このことから、福岡県ではおもてなしレインボーガイドブックが作成されております。ホテル、旅館、飲食店での配慮、サービスの提案がなされています。どなたも阿蘇を楽しんで帰っていただけるよう、性的マイノリティーも楽しめる阿蘇をご検討いただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。答弁は結構でございます。

最後の質問に入らせていただきます。

結婚生活支援事業について、お尋ねいたします。

先ほど内閣府の出した資料を配布しております。結婚新生活支援事業は、各自治体と国が新婚世代を応援するための補助金を交付する制度、各自治体によって違いがありますが、新居の費用や家賃、引っ越し代など、最大30万円が交付されるとしており、対象となる主な

条件は次のようになっています。

今年、夫婦とも 34 歳以下で結婚した世帯、夫婦合わせて年間所得合計が 340 万円未満の世帯、その他自治体が定める要件を満たす世帯、補助上限額は 1 世帯当たり 30 万円、国が 15 万円の補助になっております。この事業は、少子化対策の一環とし、2016 年にスタートしました。背景には、人々が結婚に踏み切れない問題を解消しようとするねらいもあるようです。

また、内閣府による平成 22 年度「結婚家族・家族に関する調査」からは、結婚希望者の 42.3%が行政による経済支援を望んでいることがわかりました。結婚新生活支援事業、これらを踏まえて新婚世帯を支援している 2016 年の開始年に実施した自治体は、全国 130 だったのですが、翌年には 234、今年は今現在までに 257 市町村が取り組んでいるとあります。

近隣では、荒尾市、玉名市、玉東町、高森町、水上村、2 市 2 町 1 村の参加があります。阿蘇市の人口維持に向けた今後の取り組みはいかがでございますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） はい、お答えします。

ただ今の事業につきまして、目を通したところでございますが、福祉課としましては、どうしても先ほど結婚に踏み切れないという部分で、今回こういう事業で少子化対策という部分でやられているというふうに思っておりますが、福祉課としては、その結婚のきっかけづくりとして、婚活を社会福祉協議会とか、J Aがやっておりますので、そういった形での後押しを今後もやりたいというふうに思っています。

この事業につきましては、少子化対策、結婚を早くしていただいて、そして、元気な子どもを産んでほしいという願いがあると思いますけれども、やはり結婚と出産というのは、そもそも概念は女性蔑視にもつながる部分もありますので、これまでのような形でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） せっかく内閣府が、こういった形で提案しているものですから、検討していただいて、とにかく先ほどの L G B T、こういった結婚生活支援事業、とにかく人が集まるような魅力的な阿蘇市の構築ということをしつかりと検討していただきたいと思えます。よろしくどうぞ、お願いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

この辺で午前中の会議をとどめたいと思います。

午後の会議を午後 1 時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

午後 0 時 10 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から午後の会議を開きます。

9 番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 9番議員、河崎です。通告に従いまして、質問をいたします。

的外れな質問にもなるかと思えますけれども、よろしくお願いをいたします。

まず、少子高齢化の問題ですけれども、阿蘇市の人口が現在2万6,554人です。一番新しいデータですけれども、その中で老人会加入年齢が60歳以上になっておりますけれども、60歳以上が1万1,789人、人口比率で約45%になります。介護予防参加年齢が65歳以上とになっておりますけれども、9,773名で、人口比率が37%になります。

私も敬老会、後期高齢者ですけれども、敬老会加入年齢は75歳以上で、阿蘇市に5,476名おられます。これは人口比率で20%になります。

そういう中で、いろいろ政策あたりも積極的に市もとられておりますけれども、まず、ほけん課にお尋ねをいたしますけれども、ほけん課の所管で高齢者の政策は、どのようなのがあるのかをまずはお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問にお答えいたします。

高齢者が元気で暮らすことのできるまちづくりということで、ほけん課といたしましては、介護保険事業を実施しております。介護保険事業につきましては、ご案内のとおり平成12年度にスタートしまして、本年度から第7期目ということで、阿蘇市高齢者いきいきプランに沿った形で、高齢者の方々お一人お一人が主体的に参加して、自助・互助・公助の仕組みを確立し、いつまでも安心して生活できる地域づくりということを基本理念に地域包括支援センターと協働して、事業実施しているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、高齢者の方々が安心・安全に生活するために地域で区長さんを中心に老人会、婦人会などの協力をいただきながら、高齢者の見守り、定期訪問活動、それにふれあいサロン活動というものを展開しているところでございます。

また、健康寿命の延伸ということを目的といたしまして、介護予防事業といたしまして、通所型のサービスを、これにつきましては総合事業という形で、平成28年度から取り組んでいるところでございます。できる限り早い段階から運動機能の向上等を図るプログラムとして、実施しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今説明がありましたけれども、私もいきいき教室なり、ふれあいサロンなりに年齢も該当しますので、積極的に参加しておりますけれども、いろいろ資料を見ますと、包括支援センターでする事業は、いきいき教室あたりが65歳以上で加入率が、私の計算では65歳以上を対象にしますと、106箇所で公民館で1,654名の実績があるとなっておりますけれども、これは、わずか16.9%にすぎないわけです。そういうことで、今後さらにやっぱり健康で介護保険に移行しないような老人の健康づくりには、どのようなことが必要かを、まず制度から見て、どういう取り組み方針で、どういう成果、課題があるのかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 少子高齢化につきまして、今後もそういった形で進んでいくというふうに思っております。今から 50 年前、1960 年代につきましては、20 歳以上 65 歳未満の方々 9 名で 1 人の高齢者を支えているといった形がございました。今現在は、それがおおよそ 2.5 人で 1 人の高齢者を支えると。これが 2040 年になりますと、ほぼ 1 対 1、1 人で 1 人の高齢者を支えるような社会が予想されているところでございます。

従いまして、核家族とか晩婚化によりまして、独居世帯というのが 2040 年には、おおよそ 4 割の世帯が独居世帯になるだろうという中におきましては、やはり、これまでの行政サービス、あるいは医療、介護サービスでございますが、それではなかなか支えきれなくなってくるというような現実が目前にあるという中で、やはり高齢者の方々が、これまで支援される側でありましたが、元気な高齢者、いつまでも元気であっていただき、そういった意味で、そういった方々が支援される側から支援する側に回ると、回っていただくというような取り組みとして、そういった地域づくりが必要になってくるというふうに思っております。

従いまして、先ほど申し上げました見守り活動、これは地域の方々に担い手になっていただいて地域の方々、独居、要援護者と言われる方々を見守っていただくということで、孤独死防止、安否確認をやっていただくと。それとサロン活動、各自治公民館等あたりに地域の高齢者の方々が週 1 回は必ず出て来ていただいて、30 分なりの健康体操を実施していただくと、これについては、ひきこもり防止にもつながりますので、そういった展開を各地域で全市に広げていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） ほけん課については、質問はこれで終わりますけれども、さらなるやっぱりいきいき教室とか、サロン活動、今課長が言われましたように、私から見ればわずか 16.9%の参加率しかないわけですね。更に啓発を図っていただきまして、前期高齢者といわれる 60 代の方あたりを積極的に、こういういきいき教室あたりに参加するように呼びかけていただきたいと思えます。

本山課長のところに関係がありますけれども、シルバー人材センターというのがあります。あそこにですね。助成金をやっておりますけれども、私が思うには、やっぱり介護保険外のサービスを包括ケアシステム構築に向けた民間活動の促進事業があります。阿蘇市でも部分的小手伝いをされているようではございますけれども、こういう民間がする促進事業あたりをできましたならば、市でも助成措置、援助措置はできないかということをお尋ねいたします。意味はわかりますかね。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） はい、よくわかります。そういった少子高齢化に伴いまして、やはり高齢者の方々が担い手になっていただくと同時に、そういった民間の活力、例えば、今パンフレットを持っていらっしゃると思いますけれども、民間の事業者の方々に、やはりそういった高齢者の生活支援を支える担い手となっていただくことについても必要なことと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 藤田課長については、これで終わりますけれども、ぜひ今お願いしたことが達成できますように頑張っていたきたいと思います。

続きまして、本山課長のところに入りますけれども、私も後期高齢者になりました。そういうことで、今年から今までも積極的に参加しておりますけれども、福祉対策で老人会活動など、外に出て活動することが、やっぱり一番元気になると、よく会議に出て聞きます。心も身体も外に出て運動して声を出すことが長生きの秘けつだとも聞いておりますので、そこで本山課長の福祉課で、どのような高齢者福祉対策があっているのかをまずはお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。福祉課につきましては、まず個人への支援ということで、地域の先頭となっていたいただいた皆様の労をねぎらうということで、長寿を祝うお祝いということで88歳、米寿、それから90歳、それから100歳到達、100歳以上という、そういう節目についてお祝い金、並びに記念品をおあげしているということでございます。

それから、団体に対しては、先ほどありましたように老人クラブの連合会に対する運営費の補助、それから敬老会への運営補助ということで1人当たり75歳1,500円を毎年やっております。

それから、シルバー人材センターという部分で運営費の補助をやっております。

その他としては、シルバースポーツ大会は当然ですけれども、やまびこネットワークの運営に対する補助、また温泉の提供ということで入浴券の配布とか、その他もろもろやっているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） いろいろ支援措置はされておりますけれども、よく聞くのが、補助金が多いのに越したことはありませんけれども、先ほど、敬老会はどこの地区でもありました。今ほとんどの地区がホテルあたりでされておりますけれども、市からくる1,500円では足りなくて、区独自に支援されるところがあるわけです。宴会費が酒を入れると3,500円から600円ぐらいかかるらしくて、できますならば、1,500円を上積みしてもらえないだろうかというような敬老者の意見もありますので、こういう質問をいたしますけれども、できますならば、そういうことも検討していただきたいと思います。それはお願いです。

それと阿蘇市に、私もこの前見ましたけれども、地域福祉計画に関わる市民意識調査のアンケートを今行っておられます。その中で市民の声を聞き、高齢になっても阿蘇の地で安心して生活ができる体制づくりをしてほしいなと思っております。そういう中ですが、この地域づくり福祉計画はどういうものかを簡単でもいいから説明していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） まず先ほどの敬老会の部分については、老人クラブの連合会とか、敬老会の運営費の補助については、それぞれの地域で特色ある用途実現ができるように厳密な用途指定は行っておりませんので、地域地域に独自性を生かしていただいて、うまく

その助成金を使っていたきたいというふうに思っています。

それから地域福祉計画につきましては、本年予算で計上させていただいています。平成31年度から平成36年、6年間ということで今しておりますが、これは先ほど言われましたとおり、地域福祉の推進のための方向性を示すということで、今策定しております。アンケート調査についても、無作為抽出で1,000人の方に出しておりますので、そういった方々のニーズ調査をしまして、また社会福祉協議会をはじめとする関係団体のヒアリングも当然これから行います。

また、庁舎内の関係ヒアリングも行って、最終的には皆さん方のいろんな意見をいただいて、そしてまた今の課題がどういうものがあるか、そういうのを総合的に調べて、それを活かして方向性を定めていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 地域づくりの計画のアンケート調査は、今説明を受けましたけれども、その中で、いろいろ福祉事業に関わることはたくさんあると思いますけれども、高齢者の政策あたりもいい制度ができるといいなと思っておりますけれども、その中で大きい役割があるのが、これは民生委員とか児童委員の活躍を期待するわけですけれども、私は民生委員とか児童委員とか、よく話はしますけれども、大体基本的に民生委員、児童委員の役割とは大体どういうものですかね、それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） まず民生委員ですけど、具体的には、少子化、高齢化、過疎化等が地域のつながりなど、最近薄れております。そういった中で、高齢者や障がい者、介護の方が周囲に相談ができずに孤立したような状況があるわけですので、そういった状況の中で、地域の身近な相談相手として必要な支援を行う者が民生委員というふうな位置づけにしております。具体的にいいますと、担当地区内の住民の実態を把握しながら、声かけ、安否確認等を行っていただきます。

それから、地域住民が抱える問題等を相手の立場になって相談を受けるということです。それから、その相談については、ちゃんと行政機関につなぐパイプ役としての民生委員の働きがございます。

また、民生委員さんが直接、やはり困っている方にいろんな手助けをすることもされている方もおります。基本は、やはりパイプ役として、いろんな相談を地域に入って相談を受けて行政につなぐというのがやっぱり基本的な役割だと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） この前、そういう会議に出ましたところ、全く一般的な住民の方ですけれども、やっぱり「民生委員のスキルアップ」という言葉が出ました。そういうことで、民生委員のスキルアップとは何かということの後日また私は尋ねに行きました。そして、行きましたところ、やっぱり今言われていた民生委員の本当の役割が、極端に言えば認識されておらんと。だから民生委員になり手がないと、そういうことを聞きました。

しかし、民生委員の役割というのは、今課長が説明されたように、やっぱり何もかもお手

伝い、例えば、大津まで病院に連れていかなんとか、そういうのは役割じゃないわけですね、極端に言えば。今説明がありましたようなことを民生委員にも必要以上の仕事はしなくてもいい、過剰サービスになるようなことがあるから、民生委員になり手が無いという言葉も聞きました。そういうことで、今言われた説明あたりも、民生委員は、やっぱり行政につながることも重要な役割だということを民生委員の方々にも周知をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 民生委員の方々には、毎月いろんな研修を受けてスキルアップをしております。いろんな制度を知らないと地域で活動ができませんので、そういった形で行っております。民生委員さんがどこまでやるかというのは、個人の考えもあると思います。基本的なことは、ちゃんと民生委員さんにはご周知していますが、過剰というわけじゃなくて、やっぱり困っている方からの手助けをしてあげたいという方ももちろんおられますので、それはそれで個人的に民生委員の働きとして悪いことではございませんので、それはそれでいいかというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 本山課長のところの質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2番目の、私はここがメインでありましたけれども、買い物支援策でございますけれども、私の質問の相手は、まちづくり課になっております。そういうことで、まちづくり課にお尋ねしますけれども、いろいろ65歳以上の高齢者が食料品を買うのが難しいと、「買い物難民」という言葉で表してあります。

買い物難民弱者が全国的に多くなったということが、農業新聞に書いてありまして、私もびっくりいたしました。農業新聞といいますと、今年、秋田の金足農業がああいう成績でしたので、農業新聞にスポーツが初めて載ったそうです。それで関心を持っておりましてところ、今年の8月10日に「買い物難民」というのが農業新聞に出ておりました。というのも、農水省が3月に各市町村にアンケートをとったそうです。全国の964市町村でアンケートをとったところ、やっぱり実際にいろいろ事業をしているのは、阿蘇市もしておりますけれども、交通手段ですね、そういうところは6割近くの行政がされている様子ですけれども、なかなかどうしていいかわからないとなっておりますけれども、最終的にまとめるところは、どの町村も共通するのは、住民の高齢化によって98%が、そういう買い物支援あたりをしなければならぬという認識は持っておられるようです。それに加えて、やっぱり阿蘇市も発生しておりますけれども、交通事故あたりをして、免許証の返納も段階的に行われます。

そういうことで、買い物弱者ということでお尋ねいたしますけれども、私も古い資料で、平成28年度に非常に期待をして、関心を持っておりました。まちづくり課で集落サポートプロジェクト事業ですか、これをやって、移動販売車の実施検証を行いとなっておりますけれども、まちづくり課に、この平成28年度事業の集落サポートプロジェクト事業の説明と、これに対する取り組みの仕方と課題は何だったのかを、まずは質問いたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、集落サポートプロジェクトの関係について、お答えさせていただきます。

これは平成 28 年度の事業でございます。平成 28 年度の、これはあくまでも補助とかではなくて、県からの委託事業という形で手を挙げましたところ、選定を受けて、県から委託がありましたのが、平成 28 年 11 月 18 日付けで委託がございましたので、その時に神楽苑を中心といたしました福祉関係も一緒に入っていただきました協議会を立ち上げております。その協議会の中で、高齢者の安否確認も含めました移動販売車による買い物サービス、それと中学生からのアイデアを基に商品を開発するという 2 本の事業で事業展開をさせていただいております。

移動販売の実証実験につきましては、市から協議会に委託に出しましたのが 12 月 9 日でございますので、実証実験としては、1 月から 2 月の間、5 週間にわたり見守りも含めて、個別に訪問をしております。

ただ、この時に移動販売車両となりますと、かなりの金額がかかりますので、普通の冷蔵庫車、箱車を車両に使用した関係で、かなり 1 件 1 件あたりの時間がかかったという形になります。

この時の支援事業としまして、委託料としましては、県から 181 万 2,000 円の委託料をいただきまして、その中で移動販売関係にかかりました経費としましては、110 万円を充てております。この 110 万円で、25 日間の稼働をいたしましたけど、トータルの経費としまして、マイナス 23 万 4,000 円という形で、25 日間の営業でございましたが、赤字という形に結果がなっているという状況でございます。

その時に、アンケート等の調査もしております。このアンケートの中で、ちょっと私どものほうも意外な結果が出てきてたのですが、「日常の買い物に不便を感じているか」ということで、アンケート調査としましては、458 戸に訪問しまして、272 軒からの回答で、回答率は 59.4%、約 6 割の方の回答率なんです。が、「日常の買い物に不便を感じているか」という回答の中で、260 名の方は「感じていない」というような感じの当時の回答もあっておりますし、この中で、「今後、宅配サービスを利用してみたいですか」というアンケート結果については、6 割の方が「いいえ」というような回答があっておまして、アンケートの結果については、私どもも、今後の事業展開についてどうしようかという形で、当時検討をした経緯がございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 平成 28 年度の古い資料ですけれども、課題の中に「充実を含めて、買い物弱者対策を継続して協議していく」というふうになっておりますけれども、過ぎ去ったことですけれども、ぜひ買い物難民というのは、2、3 年前とは状況が大きく変わっていると思います。阿蘇市においても、熊日新聞で 14 日間連載で載りましたけれども、荻の草地区ですよ、波野地区、県下 14、5 回載った中に阿蘇市だけでも 2 箇所が荻の草地区と波野地区が買い物弱者地区だという記事が載っていたわけです。それについて、先ほど申しましたように、阿蘇市地域福祉計画に関するアンケート調査が行われておりますけれども、その

中に「誰もが住み慣れたところで安心して暮らせるまちづくり」となっておりますので、高齢者対策も、ぜひ充実してやっていただきたいと思います。これについては、私が質問の相手を市民課、福祉課、ほけん課あたりに求めておりませんので、市長にこういう高齢者対策を、ぜひ阿蘇市の地域福祉計画の中で高齢者の対策もより今よりも充実して、本当にお年寄りが安心して生活ができるような阿蘇市をつくっていただきたいと思いますので、市長にお尋ねをします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） この買い物の問題については、これは絶対取り組まなければいけないということで、まず先ほど課長が申し上げられましたような、そういう補助金をつくって取り上げてみました。ところが、赤字が出るということで、今は中断をしているのと、もう一つは、災害対策ということについつい追われてしまったということもありますけれども、既に今考えておりますのは、とりあえず阿蘇山の外輪の今新聞がありました波野地区、荻の草も含んだところもありますけれども、やっぱりどの地区も、そういう状態になっておるといことで、関係する町村長には、もう既に話をしておりますけれども、阿蘇市の波野のほうから産山に向けて、産山と連携をしてみたらどうだろうか、産山のほうから今度は荻の草のほうに入ってくると、荻の草のほうから入ってきて、今度は南小国町のほうに入っていくと、そして最終的には、小国町もそういう地域があるんじゃないでしょうかということ、各町村長には話をしまして、ああそれはいいことだなと、ぜひとも市長が提案をしたことなから、その旨取り組みをしながら、お互いに赤字負担というものを少なくする。でも、その中でも、やっぱりどうしてもやらなきゃいかんのだということだから、車の購入についても、みんなで負担し合えば、その負担率は少なくなるんじゃないだろうかということと、物販の中には、やっぱりただ注文をするというのではなくて、高齢者の方は、やっぱり生鮮食品を直接手にとって見たいとか、この商品を手にとってみたいとかというのが、1つの大きな希望でもありますから、そうしますと、それぞれの道の駅があるから、道の駅を基準としながら連携を深めて、そういうものを、その負担を軽くしながら、そして、そういう高齢者の方々にサービス提供をきちっとしていくということが大事ではないかなということ、今まずは産山村と連携、担当の方と深めているところであります。それが出来上がったなら、今度は南小国町の町長にも言ってありますので、担当の方と深めていきながら、より負担感を少なくしながら、高齢者の方にサービスと喜んでいただくというようなことを今前向きに取り組んでいるところであります。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、市長から非常に夢のある話を聞きました。南小国町のきよらカアサの里ですか、あそこも私はちょっと研修に行ってみたいなと思っております。

しかし、今、市長のお話のように阿蘇市、この外輪山を産山村とか南小国町まで含んだ、そういう買い物支援策は、非常に住民も喜ぶのではなかろうかと思っておりますので、みんな財政面で大変でございます。阿蘇市も農業と観光といえども、産業も大事ですけども、高齢者とか少子化対策とか、医療介護とか、社会保障も大事でございますので、市長の今言

われことが、必ず近いうちには実現できますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

続きまして、2番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） お疲れさまです。2番議員、日本共産党、竹原祐一です。

今回の議会最後の一般質問になりますが、どうかよろしく願い申し上げます。

私、今まで2回通告書を出した中で、部落差別解消法等の関係をずっと時間切れで非常にご迷惑をおかけしましたけど、今回はトップで質問をさせていただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

最初に、1986年、地域改善対策協議会の意見具申の中で、新たな差別意識を生む要因として、1つは行政の主体性の欠如。2つは、同和関係者の自立の視点の軽視。3番目に、えせ同和行為の横行。そして、4番目として、同和問題についての自由な意見の潜在化をあげていますが、まさにこれらの要因が今までの差別解消を妨げてきました。

そして、国は33年にわたり、総額16兆円を投入し差別解消に向け対策を進めてきました。

こうした歴史を経て、2002年3月には特別対策法は終了し、その年の1月、総務省大臣官房地域改善対策室は、「今後の同和行政について」という通達を出しました。これには特別対策を終了する理由として、1つに、これまでの膨大な事業の実施によって、同和地域の状況は大きく変化をしたこと。2つ目に、特別対策をなお続けていくことは、差別解消には、必ずしも有効ではない。3つ目に、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に限定した政策を続けることは、事実上困難であることが指摘されました。

このような国の動向を受け、都道府県や市町村の単独事業についても廃止、そして、一般対策に移行する見直しが広がりました。

そこで、最初にこのように2002年3月に国の同和事業が、行政が終結したことに對し、市の見解は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） ただ今のご質問にお答えします。

同和問題、部落差別問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形成され、特定の地域出身者であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける日本固有の重大な人権侵害です。

昭和30年代中頃に入り、高度経済成長により、人々の生活は豊かになりましたが、被差別部落の生活環境は劣悪のまま放置され、他の地域との格差が一層広がっていきました。こうした中、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、同和対策事業は平成14年までの33年間にわたって実施をされました。この特別措置法は、もともと10年の時限立法でしたが、期限内に事業は完了せず、その後、五度にわたって延長されることとなりました。

そして、この間、同和地区の住環境が大きく改善されたことを踏まえ、特別対策は終了す

ることになったものであると思います。

しかし、実態の差別の解消には大きな成果を上げましたが、心の差別、心理的差別の解消にまではいたっておりません。同和問題が完全に解決されたものではないと認識しております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） まだ部落差別が存在するというご意見がありました。

それで、2016年12月16日、自民党、公明党、民進党の議員提案で部落差別の解消の推進に関する法律というのができました。この背景には、ネット上の部落地名総監図というのがネット上に流れました。このことに対し、部落差別の法律の制定の裏に、こういうふうなネット上の問題がありましたが、自民党の友誼団体である自由同和会、この団体がネット上の部落地名総監図に対して、このように言っています。「部落地名総監を見ても差別の助長になると大騒ぎするのではなく、淡々と処理をすればいいことで、いまだに差別があることの根拠にするのは、差別の現状を見誤る危険な所行と言わざるを得ない、同和地区に住む人々を差別しようという悪意を持った確信犯的な人は絶対になくならない。そのような差別を好むものが部落地名総監を作成し、インターネットに流すなど、悪用した場合には毅然として対処することは当然であるが、今の混住化が進み過半数以上は同和関係者以外の人たちであることを公表することが、部落地名総監を無意味にする近道ではないだろうか」と、このように述べています。

また、今回の部落差別解消法には、衆議院、参議院の附帯決議が全員一致で上がっています。この附帯決議では、一つには差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間団体の行き過ぎた言動、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講じることもあわせて総合的に施策を実施すること。

2つ目に教育及び啓発を実施するにあたっては、当該教育及び啓発に対する新たな差別を生むことがないように留意をしつつ、それが真に部落差別の解消に資するものになるよう、その内容、手法について配慮をすること。

3つ目として、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態にかかる調査を実施するにあたっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意をしつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法については慎重に検討すること。このように3つあります。これは本法律に基づく調査、そして教育啓発の対策が新たな差別を生む危険性を認識し、採択されたものといえます。この附帯決議を踏まえ、新たな差別を生むことがないように、慎重な対応が求められていますが、市として、この部落差別解消法に対し、どのような見解を持っておられるでしょうか。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） 部落差別解消推進法は、平成28年12月に施行されております。この法律の制定の意義としましては、今日的な部落差別の存在を法律で認め、部落差別は許されないものであるということを一層明らかにしたことにあり、差別のない社会をつくり

出すために相談体制の充実、教育啓発の推進、実態調査の実施という具体的な施策に国や自治体が積極的に取り組むこととした理念法であります。

ご質問の件は、参議院法務委員会の附帯議決の三でございますけれども、具体的には実態調査によって、同和地区の特定や再指定、その中の個人などの特定につながらないようにということを懸念されていることと思います。

このことにつきましては、法務省が公益財団法人・人権教育啓発推進センターに実態調査の手法や内容につきまして委託をし、当センターでは有識者会議を設置するなどして、検討をされているところであります。

平成 28 年に法が施行されておりますが、いまだ具体的な通知等はあっておりませんので、今、慎重な討議がされているものと思います。この検討結果がまとまりましたら、法務省から県、市町村へと具体的な調査の方法や内容について通達があると思われ、調査するとすれば、全国的に統一した実態調査になるものだろうと考えております。

阿蘇市におきましては、この法律が施行されたことにより、独自の実態調査や特別な施策を行う計画は今のところございません。今日まで進めてきました人権教育啓発の成果を十分に踏まえ、阿蘇市の人権同和教育推進協議会や隣保館事業と連携し、さらなる人権教育啓発の推進や相談事業の充実に取り組み、いまだある心理的差別を含む、あらゆる差別の解消に向けて努力していくところでございます。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 調査内容まで触れていただきまして、ありがとうございます。

それでは、この部落差別解消推進法が実際できましたが、2016 年、この時に法務省が人権審判の事件についての状況を報告しています。この中で、同和関係の割合が 2008 年の 1%から 2016 年には 0.4%、数、割合とも減少傾向にあります。インターネットによる人権侵害事件は、ネット環境の急速な普及により受理件数が増えていますが、そのうち同和問題は極めて少ないという報告です。もちろん、数が少ないから問題はないとは言えませんが、悪質で深刻な実態があるとはいえ、立法処理を講ずる必要はないと考えていると、そういう中で、今回、部落差別解消推進法ができました。しかし、実際部落の中で言われている通婚形態、構成の推移、これはいわゆる同和地区外の結婚の状況、そして同和地区にも外部から移住者が増えている。同和地区の混住率、これに対しては 1993 年に都道府県の概況調査を行っています。この調査を基にすれば、国の同和行政終了後の傾向としては、どちらも減少傾向にあるということです。

国は、特別対策を終了するにあたって、今紹介された調査を行った結果、同和地区を取り巻く状況は大きく変化し、住宅や生活、道路の整備など、同和地区と周辺地区との格差が見られなくなったとして、1965 年、同和対策審議会の答申の中で指摘されていた物的な生活環境の悪さや差別を再生産するような状況は改善されたとまとめています。実際に、その状況から 25 年経つ今現在、この壁はほとんど見えなくなっているのではないかと私は思います。

そして、この阿蘇市のホームページには、この法律が掲載されています。ところが、附帯

決議は掲載をされていません。そこで質問をしますが、なぜ掲載をされていないのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） 私たちは、部落差別がまだ実在し、その解消のために新たな法律が施行されたこと、また、差別を解消していかなければならないことということで、法律の本文を掲載しております。

この附帯決議につきましては、法律の中身に対するものというよりも、法を基に行う国、地方自治体に対して施行していく上での注意喚起と捉えておりますことから、この附帯決議は掲載をしておりません。特別他意があるわけでもございませんでした。この件につきましては、持ち帰りまして検討をしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ぜひとも検討をお願いしたいと思っておりますが、この附帯議決に関して、2017年2月はじめ、国は文部科学省、生涯学習政策局長社会教育課長などや、同庁、そして、初等中学校教育児童生徒課長などの4名の課長の連名で都道府県教育委員会などに通知を行っています。その内容は、本法及び附帯決議について十分周知されるとともに、本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について、留意を願うというものです。ですから、ぜひとも阿蘇市のホームページにでも、この附帯決議、早急に付け加えていただきたいと考えます。

それでは、次の質問の中で、この法律の中で自治体が独自に、こういう部落解放に対しての調査をやるようにはなっていません。そして、実施に向けては、私はする必要はないと思っております。ですから、この点、先ほどは十分に注意し、そして考えていくと、検討していくという内容でしたが、今後とも、この部落同和地域に対してのそういう調査については、私は検討をする必要はないと、そのように考えています。

そして、次に同和関係団体への補助金について質問をいたします。

平成29年度の決算書の中では、同和関係団体の補助金として、合計597万円が計上されています。これは、私が議員になった平成27年から見ても、毎年同等以上が拠出されていると思われまます。そこで質問をさせていただきますが、この補助金の内容を具体的にどこの団体という形で内訳をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） 運動団体助成金につきましては、阿蘇市では部落解放同盟、全日本同和会、自由同和会の阿蘇支部、一の宮支部、計6団体に交付しております。上限額を153万円とし、実績による支払いとしております。以上です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 実際熊本県の中で熊本市、玉名市では、同和関係団体への補助金を出していない状態なんです。私は部落差別をなくすことが、部落差別解消の目的にあると思っております。私は、阿蘇市が熊本市や玉名市のように、このような補助金を廃止すべきだと思っておりますが、いつまで続けられるのか、ご質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） 阿蘇市では、市の目指す将来像の実現に向けたまちづくりを進める上で、最も基本となる計画である第二次阿蘇市総合計画を策定しております。

この総合計画は、広く市民や議会の意見を踏まえながら作成されたものであり、客観的に見た公益性が確保されています。この総合計画においては、人権について「人権を尊重し、人々がつながり、支え合える地域社会の実現」を実施施策として、「市民一人ひとりが人権問題を身近な課題とし、人権意識の視点に立って人権問題を正しく理解し、学習に取り組むためにも、誰もが研修や学習会に参加しやすい環境づくりに努める」とされており、その中で、本件補助金は主要な施策の「指導者育成及び活動の支援事業」の1つとして位置づけがなされているところです。

また、人権啓発課教育の推進を図るため、人権問題の解決にあたるためには、市民と協働で活動する必要があり、そのような経験や実績のある団体の活動を支援することは、政策的見地からも必要であると考えております。

補助金の交付につきましては、先ほど申しましたが、1件ごとの申請により、内容を精査し精算した上で交付をすることとしております。

平成28年12月に部落差別解消推進法が、また新たに施行されたということは、部落差別の存在を法律がなぜ認めたのかということを考えれば、今なお厳しい部落差別の現実があるからにはほかならないと考えております。このような現状での廃止は、今のところは考えてはおりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 補助金については、廃止をする意思がないということで私は受け止めます。

しかし、この推進法の中の附帯決議の中で、次のようにあります。

過去の民間運動団体の行き過ぎた言動、部落差別の解消を阻害した要因を踏まえて、実際、今までの部落差別解消の中では民間団体の動きが、非常に大きなものだと思いますし、今、阿蘇市の部落解放運動に対しても、今3つの団体、そして阿蘇市、一の宮という形で6つの団体で補助金が出ているということ自体、おかしい内容だと思います。

また、この補助金の額、阿蘇市の市民の皆さん、市民税や、そして固定資産税、国保税などを必死で納入されている中で、高額な補助金を永続的に拠出していくのは、市民の納得を得ることが必要だと私は思います。

そして、私も先日集まりの中で、この同和団体への補助金について説明をしました。そして、誰一人知っている方はおられません。そして、その額の大きさに皆さんびっくりされていました。

しかし、熊本市や玉名市のように補助金を廃止した自治体は、全国で広がっています。私は、このような補助金が廃止されるよう検討されることを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子育て支援の充実ということであげておりますが、この子育て支援の充実ということで、

前日も子どもの貧困化という形であげていましたが、地震の関係で熊本県の貧困調査が1年遅れているということで、私も前回、大分前ですけど質問を中止させていただいております。

そこで今回、子どもの貧困化と、それから子育て支援の充実について質問をしていきたいと考えております。

それでは、まず全国での子どもの貧困化率 13.9%という形になっています。熊本県は、何パーセントだったでしょうか、お答えください。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。

県は調査をしまして、結果が出ておりますが、すみません、ちょっと手元に、申し訳ありませんが。全国とほぼ変わらなかったのではないかというふうに思っております。ちなみに阿蘇市については、今回の予算で計上しましたように、これから調査をしまして貧困の状況を把握したいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 熊本県の実態調査の資料を見ましたら、熊本県で 15%という状況でした。これで実際県から個別のデータが阿蘇市にきていますし、予算化もされていますので、このデータ分析、これは大体いつ頃になるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 今回補正を通していただきましたので、早速調査に入りまして、基本的には今の時期ですので、3月末、中旬ぐらいには結果が出るかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、3月の末ぐらいには阿蘇市での貧困化率というのが出てくると思えます。それで今回、私は貧困化対策要綱というのを拝見させていただいたんですけど、その中で、この貧困化問題と子育て支援の位置づけというので、平成26年8月の子どもの貧困対策に関する大綱の中では、基本的な方針としては、基本として一般的な子ども関係施策をベースにするもの、ですから、今の時点で特別な子どもの貧困化対策という政策はないということです。

ですから一般的な今実施をされている子育て政策、これをベースにしながら子どもの教育条件の整備、充実を図っていくことが必要だと、この対策要綱の中には書いてありました。

それでちょっと質問をさせていただきますが、「子ども関連施策をベースにするものである」とありますが、具体的にどのような内容でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 今、阿蘇市で子育て支援ということで、いろんな事業をしておりますが、その中身をお答えすればよろしいでしょうか。

今回、県で子ども貧困ということで調査をして、いろいろ言葉で「子ども貧困」という形で表面化しておりますけど、果たして、その子ども貧困というのは、どの程度の貧困、なかなか状況把握が難しいと思います。阿蘇市は、あくまでも貧困ということじゃなくて、子育て支援という形で、当然子育て支援をする中で、いろんな事業があります。児童手当があれ

ば、医療費助成もあれば、いろんなものがありますけど、すなわち、こういう事業については、所得に応じて段階を踏んでおります。

例えば、子どもの貧困というのは、ご存じのとおり、ひとり親の方が多くを占めております。そういう方については、手当についてもひとり親の児童扶養手当というのがあります。それから、保育料についても、ひとり親世帯の保育料ということで、軽減された表があります。全体的に、そういった形で貧困対策というのは、当然子育て支援の中で考慮してあるわけです。そういうことで、私たちは、やはりこれまでの子育て支援を継続することで、貧困対策にもつながるといふふうに思っております。そして、貧困対策化がまた悪化して、非常に悪い事態になれば、当然いろんな消費生活相談センターとか、生活保護とか、いろんな分野で、またそこで児童相談員、私たちの福祉課の中に家庭児童相談員もおります。母子福祉の自立支援員も兼ねております。そういった中で対処しますので、特化した貧困の世帯への事業ということじゃなくて、そういったこれまでの継続で、当然そういう方々にも対処しているといふふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 子育て支援策と同じ施策の中で、子どもの貧困政策について対応するということ、そういう解釈でよろしいでしょうか。

それでは、逆に貧困化世帯に対し、やっぱり行政として何らかの形で、この対策をしていかなければならないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。結局子育て政策、その同じ内容で貧困化政策、対策というのは同じ程度の内容でよろしいのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） これまで、県が先に調査をして結果が出たわけですね。その中で、県がこれまで調査をした後で出てきた事業というのは、これまでの事業のそのままなんですよね。今までしてきた事業メニューをそのまま取り上げて、それを実施していこうという姿勢で県は思っておりますので、なんらの調査で新たな、特に大きな事業を出したとかいうのは、県もそういうことはありません。なかなか県も苦慮しているみたいです。

そういった事情ですので、市は今から調査をしますので、今から結果が出て、そして、特にやっぱり貧困の方々に特にやらないかんという実情ができれば、今後検討していきたいと思っております。今は、まだ調査の前の段階ですので、今の意見としては今までの中で、それは考慮した事業になっているといふふうに思っておりますということでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今のお答えの中で、県としては、貧困対策については、何ら施策的な方針は出ていないと、制度的にもまだ出ていないということなんですけれども、私は子育て支援の中に貧困対策としては、やはり制度的にある程度拡充をしていく必要があるんじゃないかと思っております。その中で今回、児童医療費助成制度の充実、そして就学援助金制度の拡充、それと学校給食の無料化という3つの内容で、この中に含まれるということを出させていただきました。まず児童の医療費助成制度については、今現在一部負担金、通院については1,000円、それから入院については2,000円、これは実際貧困対策として、貧困対策とい

う形では、結局親が子どもを直接みることができない。また親も子どものために必死に時間を割いて遅くまで働いているというのが現状であります。その中で、子どもが手軽に何かあった時に、体の調子が悪い時に病院に行く。ところが今の制度であれば、いったんお金を払わなければならない、そして後で償還払いという形で戻ってきますが、私は貧困世帯に対して、やはり1,000円という負担金、それは負担金でいいと思いますが、金額が少なければ少ないほどいいと思うんですが、わずかなお金を払えば受診できると、そういう状況をやはり作っていただきたいと考えております。

ですから、そういうことであれば、通院の一部負担金をゼロとし、ゼロというか500円なら500円まで下げてください、あとは現物給付という形でお願いできないか。先ほど言いましたが、やっぱり子どもを養育する時間がない、そういう世帯が貧困化世帯という形にあらわれてきています。このような経済的困窮から端を発した様々なリスク等については理解をし、子どもたちを総合的に支援していくことが必要だと私は思い、そして児童医療制度については、ある程度の変更を考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今のやり取りの中で、ずっと聞いておりましたけれども、すごく理解ができないことがあったものですから、発言を許していただきましたけれども、「貧困」とか、「難民」とか、これは差別的用語ではないでしょうか。

私は、そう捉えておりますし、貧困というのは竹原議員がさっきおっしゃられたように部落差別の問題等で、そういうことでいろいろ手当てがされなかったと、そこで貧困というものがすごく生まれて、竹原議員も今までずっと我々と同じ世代で生きてこられたんですね。貧困というのは、これは差別用語ではないでしょうか。ややもすると難民というのも、その事情によっては違うと思いますけれども、家も持たない、そして、どこにも行くところない、それは差別用語ではないでしょうか。私は、そのこと自体が、すごく引っかかってきたものですから、やっぱり質問する以上は、その辺をよくよく配慮していただきながら、やっぱり質問をしていただかないと、阿蘇市議会がモラルの問題ということにもとられかねないものですから、あえて発言をさせていただきましたので、そういう言葉は使ってほしくない。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 現実、子どもの貧困化という形でマスコミにも、また政府の中でも、またニュースの中でも実際出ているという状況ですね。私は別に貧困という言葉が差別とは思いません。もう1回じっくりと調べてみたいとは思いますが、今の時点では貧困という問題が、言葉自体が差別とは思いません。

それでは、質問を続けさせていただきます。

それでは、この医療費助成制度の改正、その辺はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 医療費の現物支給につきましては、議員もご存知だと思いますが、乳幼児医療につきましては、すべて無料化をしております。

それから、小学校、中学校の児童については、入院で2,000円、それから通院で1,000円、月、ということでやっております。これは今まで何回も言っているかと思いますが、やはり医療費の一部負担をしていただくのは、やはり親の責務として予防という形でやっていただきたいと。無料化にするのは簡単ですけども、そういった親としての責務をしていただきたいと、そして、やっぱり身体の丈夫な子どもさんを育て上げていただきたいという気持ちもありまして、そういう形にしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 親の責務、そして責任ということでおっしゃいましたが、これは格差社会の中で、親も必死に働いています。そして、子どもを養育する時間、そして、お金も不十分な中、子どもを育てていこうとしていますが、今のこの格差社会の中では十分子育てができない。そのような現状の中で、貧困という形が生まれてきていますが、それに対して、私は児童の医療制度の助成という話なんですけど、そこでもやはり親の責務という形が出てくるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 貧困で厳しい世帯という話で思っておられるかもしれませんが、例えば、先ほど言いましたように、貧困世帯という形の方は、ひとり親の方が非常に生活的に厳しいというのは、ご存知だと思います。医療費については、ひとり親の家庭につきましては、子どもはもちろんですけども、保護者の方についても医療費の助成をしております。そういった形で、いろんな部分で考慮はしているところでございます。

やっぱり最終的に、親の責務として払っていただくのは、やはりさっきも言いましたけど、どうしてもやっぱり、今は社会保障経費が上がっておりますので、年金、医療費、扶助費、その中で抑制できるのは医療費だけです。やはり医療費、その抑制をするという観点から、やっぱり行政は、その部分は考慮しなくてはいけないんじゃないかと。ただ、全額無料をすれば、やっぱり親は甘えてきますし、子どもさんに病院をいくつもかかってしまうかもしれません。1箇所行ったのが、ただだからといって、何箇所も行くかもしれません。

また無料になれば、阿蘇市内じゃなくて、市外の大きな病院に行かれるかもしれません。そういった部分も考えれば、やはり完全に全部無料化というのは、やっぱり支障が出てくるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私は、どうしても親の責任という形では納得できません。やはり貧困というのは、やっぱり自分が好きでなったものではない、そういう部分的なものもあるかもしれませんが、総体的には、やっぱり今の社会の中での貧困層と言われる、そういう層に落ち込むという、そこにやはり大きな問題があると思います。その大きな問題としては、やっぱり今の働き方、そして、今の政府のやり方、働いたもんが働いただけ報酬がもらえるのであれば、別にこういう貧困化、そういう形にはならないと思います。

それで、私は、この熊本の調査の中で貧困線と言われる所得これが約106万円、これを境に貧困世帯と普通の世帯、そういうふうな形で分けると、そして、この貧困線以下の世帯

の中でも就学援助金の申請の方法がわからないとか、また、経済的理由で医療機関を受診できなかった世帯が2.2%。また、むし歯の状況でも、貧困線の18.3%、また貧困線以上でも11.7%の子どもが、むし歯の状態です。このような経済的な理由で医療費の抑制をしていくべきではないし、やはり門戸を広げて治療をしていく、そういう施策が必要ではないかと思ひまして、時間もありませんので、これにて私の一般質問は終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をしたいと思います。

それでは、2時半から再開いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

お諮りをいたします。

ただ今、市長より議案3件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 市長より、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、平成 30 年第 4 回阿蘇市議会定例会にあたりまして、追加提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 17 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 30 年 8 月 13 日、阿蘇市内牧において発生した物損事故について、同年 9 月 10 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 73 号「工事請負契約の締結について」

本件は、災害公営住宅小里団地建設工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 74 号「工事請負契約の締結について」

本件は、災害公営住宅古神団地建設工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 3 件（報告 1 件、その他 2 件）を本日、追加して上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第 2 報告第 17 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 2、報告第 17 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（中本知己君） ただ今、議題としていただきました報告第 17 号、専決処分の報告について、ご説明をいたします。

提案理由。本件は、平成 30 年 8 月 13 日、阿蘇市内牧において発生した物損事故について、同年 9 月 10 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

別紙、専決処分書をお願いいたします。

市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

損害賠償の相手、記載のとおりでございます。

事故の詳細、平成 30 年 8 月 13 日午後 4 時 00 分頃、阿蘇市内牧 1153 番地 1 先路上（市道内牧幹線 4 号線、阿蘇温泉病院入口付近）において、乙の運転する車両が、市道から病院へ進入する際、敷設してあったグレーチングが跳ね上がり、車両の底部に接触、甲に損害を与えました。

損害賠償の額、市は、甲に対し、34万829円を支払う。市の過失割合10割でございます。和解事項、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をいたします。現場は、阿蘇温泉病院正面玄関への出入り口となっております。

車両が病院へ進入する際に、側溝のふた受け部が破損し、同時にグレーチングの端に乗り上げたことで、グレーチングが跳ね上がり車両の底、後部に巻き込み、マフラー等を損傷したものであります。

当市道は、旧県道河陰阿蘇線ではありますが、市道に引き継いで三十数年が数年が経過しております。部分的に改善は行っておりますが、路線全体で老朽化が進んでいる状況であります。

今後、道路線の舗装改修の年次計画もございます。あわせて改修し、更新を行ってまいりたいと考えておりますが、極端に悪い場所におきましては、先行して改善を行いたいと考えております。

なお、議会会期中でありましたが、先方が保険の支払いを基に1日も早い車両修理を行いたいとの強い要望がございましたので、専決処分とさせていただきます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 温泉病院の入り口ということですがけれども、徐行でゆっくり入ってこられたのかどうか確認されてますでしょうか。何か、跳ね上がってここまで損傷するというのは、ちょっと考えづらいんですけど、それが1点です。

今回、追加議案で出ていますが、これ、私はなるべく追加議案はないほうがいいと思ってるんですけど、通常議会に間に合わなかったのか。

それともう一つ、この費用はどちらから出るのか、建設関係から出るのか、それとも総務関係から費用が出るのか、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 車両の進入速度は徐行でございます。

90度に曲がっておりますので、そういう形でスピードを上げて曲がることはできないということでした。

それと、保険につきましては、共済から支出ということになっております。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木洋君） 町村会の総合賠償保険に加入をいたしておきまして、町村会から相手方に直接お金は、この金額が振り込まれます。一般会計は一切通りませんので、直接振り込まれることとなります。

○議長（藏原博敏君） 部長、それと専決処分にした理由を、もう1点は。

総務部長。

○総務部長（高木洋君） 専決処分にした理由につきましては、地方自治法の第180第1

項、この中に、その議決により特に指定したものについては、「地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる」、そういったこともございまして、平成 17 年の阿蘇市発議第 10 号におきまして、この市の義務に属する損害賠償のうち、その額が 1 件につき 100 万円を超えないものについては、100 万円を超えないものの額を定めること並びに、これに伴う和解調停に関することについては、専決処分をしてもオッケーというようなことをいただいておりますので、今回専決処分を行っております。以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 2 回目の質問は、追加議案として出したのが、通常議会に間に合わなかったのか、日にちの段取りが間に合わなかったのかということです。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） すみませんでした。

まず、今回通常の予算につきましては、8 月 14 日で議案としての締め切りは行っております。今回、専決処分を行った日にちが 9 月 13 日、市長がジオパーク関係で海外に行っておられましたので、職務代理者の名前で専決処分を行っております。

そういった関係で、今回追加議案として提出をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） はい、五嶋です。グレーチングが跳ね上がって車の底部を損傷したということですが、ちなみに車の車種は何だったのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） ワンボックスカーでございます。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質問はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

お諮りいたします。追加で付議されました議案第 73 号及び議案第 74 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 3 議案第 73 号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 3、議案第 73 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。議案集の3ページをお願い申し上げます。

ただ今議題としていただきました議案第73号、工事請負契約の締結についてでございます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件は、災害公営住宅小里団地建設工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的について申し上げます。

災害公営住宅小里団地の建設工事でございます。鉄筋コンクリート造り2階建て、2棟になります。延べ床面積1,154㎡、20戸になっています。

契約の方法、指名競争入札でございます。

契約金額は、消費税込みで6億480万円になります。

契約の相手方、阿蘇市内牧963番地2、株式会社田上建設、代表者は代表取締役、吉良猛様でございます。

本件につきまして、9月3日に入札を行いまして、現在仮契約中でございます。

予定価格が1億5,000万円以上でありますので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、市議会の議決をいただいた上で本契約、そして、工事へと移らせていただきます。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 16番、阿南です。先ほど阿蘇市議会議員という形で、こういった封筒をいただいております。その中で、代表取締役は田上明と書いてございますが、この契約の代表取締役は、ちょっと違うなと思いましたが、これはどういうことでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 阿南議員に申し上げます。それは波野支所の案内状じゃないでしょうか。

16番、阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 同じく、田上建設は同じです。こちらの封筒のですね。これは場所が違って、この代表取締役というのは違うのでしょうかとお伺いしたわけです。

○議長（藏原博敏君） はい、じゃあ答えていただきます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご質問にお答えいたします。

私ども財政課に指名願という形で出てまいります。その後、代表者変更の登記の事項書が届いた上での変更がありまして、代表変更については、吉良猛様になっております。

○議長（藏原博敏君） もう1回はつきりお願いします。ゆっくり。

○財政課長（山口貴生君） すみません。ご質問でございますけれども、財政課に業者から指名願の提出がありますが、その後、田上建設から登記事項証明書を付けて代表者の変更についての届けがありまして、変更を行っております。その記載事項証明では、この議案書にありますとおり、吉良猛様になってございます。

おそらく、この案内のありました封筒につきましては、多分代表者を変更する前の封筒を使っているのではないかというふうに推測します。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） はい、よくわかりましたが、こういった大きな金額の入札ですので、もし変更であった場合は、案内する方もきちっとした間違いのない名前で、やっぱりご案内いただきたいと、かように思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長、答弁をお願いします。

○財政課長（山口貴生君） すみません。これについては、ちょっと全くわかるところではございませんでしたけれども、業者には伝えたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 落札率と、もう一つ、ここは既にもう取り壊しの部分とかもあっていと思うんですが、工事をしている中で、石綿とかアスベストの表示がしてあったということで、どういう形で処理しているのかという疑問が、ちょっと住民の方から出ています。

その後、土壌も含めて、この工事に影響があるのかないのか、そういったチェックはされているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 1点目の落札率でございますけれども、99.96%でございます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 今、解体をしているところの状況でございますけれども、アスベストの含有率で処理の方法が違うんですけれども、その基準どおりで解体を進めていただいているところでございます。

解体が終わり次第、次の工事の着工になろうかと思えます。

〔「影響はないんですね」と呼ぶ者あり〕

○住環境課長（古閑政則君） 影響はありません。はい。

○議長（藏原博敏君） 7番、市原正君。

○7番（市原正君） 7番、市原です。今回、落札をされた業者、前回追加議案で出されました波野支所も同じ業者が落札をしておられます。完成時期等で、そのあたりは十分考慮をされて、この業者に落札をとということで、されたのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。2つダブっておりますが、大丈夫ですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） この入札に際しては、設計書、仕様、工期も付して事前に関覧等もやって、業者に入札にかけておりますので、業者は十分そういったものを踏まえた上で、

自分のところで受注できると、そういったところで取られたものと思っております。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 工期等のお話でございますけれども、一応、小里団地もRC 2階建て20戸でございます。工期的には、標準工期は約12箇月、ただこういう災害等の頻繁に起こっている関係もございまして、おそらく3箇月程度ぐらいは延びるのではなからうかと思っております。その辺も考慮されて入札されたと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番、園田です。この小里団地は10戸が2棟建つような予定だったと思っております。今の住宅の西側に寄っているのか、東側に寄っているのか、それによっては生活圏の道路が山内税理士のほうから入ってくる道路が非常に狭うございます。あのあたりの改良も少し頭に入れとかんといかんのじゃないかなというふうに思って質問いたしました。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 建設の予定の場所でございますけれども、今、解体をしている場所が、大体小里住宅の東になります。その東から東西に2棟建つような形になります。今言われた道路の加減でございますけれども、既存の道路と新しく建つ住宅の交通の利便性も考えたところで、付け替えではございませんけれども、構内道路を南側の小里水路に沿って、明行寺のほうから、そのまま真っ直ぐ西の方へ抜けられるような形に考えているところでございます。交通の便としては、更に良くなると思っております。

それと住民の方たちには、今月の8日の日でございますけれども、住民説明会で説明させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 向こうの明行寺から入ってくるのは、それでいいんですけど、とにかく壁をバックミラーでこするぐらい狭くて、どうしてもあそこは生活道路として向こうへ通る、今度は車が余計多くなってくると思うので、そこら辺は少し建設課あたりと話して、何か改善策を考えておいたほうがいいと思います。管理者として、やっぱり責任を問われるところがあるかもしれませんので、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 先ほど若干触れましたけれども、市道の付け替え等も関係します。建設課の道路管理者とも協議をさせていただきまして、動線の確保、それと幅員も確保しまして、現状が通りやすいように隅切りも含めて住宅の建設に配慮したいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 73 号について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 4 議案第 74 号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 4、議案第 74 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の 4 ページをお願い申し上げます。

ただ今議題としていただきました議案第 74 号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でありますけれども、本件は、災害公営住宅古神団地建設工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的、災害公営住宅古神団地建設工事でございます。鉄筋コンクリート造り 2 階建て、延べ床面積 1,290 ㎡になります。12 戸が 2 棟の 24 戸になってきます。

契約の方法、指名競争入札でございます。

契約金額は、消費税込みで 7 億 2,684 万円になります。

契約の相手方、阿蘇市一の宮町宮地 2223 番地、株式会社熊本紅屋、代表者は代表取締役、家入貴久氏になります。

本件につきましても、9 月 3 日に入札を行いまして、現在仮契約中でございます。予定価格が 1 億 5,000 万円以上でありますので、市の関係条例に基づきまして、市議会の議決をいただいた上で本契約、そして、本工事に移らせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 先ほど谷崎議員からありましたが、落札率を教えてくださいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） この工事の落札率につきましては、99.93%でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 昨今の入札が業者不足とか、資材不足とかで、こういうような状況で落札をされております。入札指名業者の数と応札業者の数を教えていただけますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 指名業者、応札業者ともに5社でございます。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。

田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今議会が終わりましてから契約されると思いますが、工期的には2社ともいつまでぐらいになっていますか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 工期でございますけど、小里と同じような時期になろうかと思えます。大体、発注から標準的には1年でございますけれども、社会状況により若干延びるということで、入居はおそらく、平成32年1月ぐらいになると考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

19番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 建物概要、何階建てで何戸ぐらいできますか。

○議長（藏原博敏君） さっき発表がありました、もう1回発表してもらえますか。

よろしく申し上げます。住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 戸数は24戸です。2棟でRC2階建てでございます。間取りは、古神団地の部屋の数ですけれども、1DKが8、2DKが8、3LDKが8で計24戸となっております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第74号について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、平成30年第4回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

大変失礼ですが、着座のままご挨拶を申し上げます。平成30年第4回阿蘇市議会定例

会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、8月31日開会以来、本日まで22日間にわたり提案をされました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心にご審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことは、誠に同慶のいたりであります。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立をいたしました諸議案の執行にあたり、各常任委員長報告をはじめ、今会期中の各議員の意見を十分ご尊重いただき、市政各般にあたり向上を期し、更に一層の熱意と努力を払われますよう希望するものであります。

終わりにりましたが、終始議会運営にご協力をいただきました議員各位、執行部の皆さんに対し、心からお礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。どうも長期間にわたりお疲れでございました。ありがとうございました。

午後2時55分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 30 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員